

昭和三十一年四月二十三日 參議院會議錄第三十九號 會議 議

五〇

食時に、当該夜間課程において行う教育を受ける生徒に対し実施される給食をいう。

(設置者の任務)

設置者は、当該高等学校において夜間学校給食が実施されるよう

努めなければならない。 (国及び地方公共団体の任務)

第四条 国及び地方公共団体は、夜間学校給食の普及と健全な発達を図るよう努めなければならない。

い。賈の貢

(公費の負担) **第五条 夜間学校給食の実施に必要な施設及び設備**

な旅費及び設備に要する経費並びに夜間学校給食の運営に要する経費

費のうち政令で定めるものは、夜間課程を置く高等学校の設置者の

2 前項に規定する経費以外の夜間負担とする。

学校給食に要する経費は、夜間学校給食を受ける生徒の負担とす

(国の補助)

第六条 国は、夜間課程を置く公立又は私立の高等学校の設置者に対

し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、夜間学校

給食の開設に必要な施設又は設備に要する経費の一部を補助するこ

(小麦等の売渡)
とができる。

第七条 国が、食糧管理特別会計の負担において貢入された小麦又は

これを原料として製造した小麦粉
を、農林大臣が文部大臣と協議

想 脊椎方目が又普方目と協調して定める壳渡計画に従い、食糧管理法(昭和二年去算第田一號)。

明治二十七年法律第四十号の
定めるところにより、夜間学校給
付金二千五百元を支拂ひます。

食用として売り渡す場合における
売渡の予定価格は、食生活の改善

4
校の小学部及び中学部に係るもの
の建築に要する経費の国負担に
ついては、昭和三十一年度に限り、
第二条第一項中「経費の二分の一」
であるのは「経費につき、政令の
定めるところにより、その二分の
一以内」と読み替えるものとする。
5 公立の養護学校の建物で当該学
校の小学部及び中学部に係るもの
の建築に要する経費は、第二条第
四項の規定にかかわらず、当分の
間、政令で定めるところにより、
次の各号に掲げる養護学校の児童
及び生徒一人当たりの基準坪数に當
該学校の児童及び生徒の数(寄宿
舎にあつては、収容する児童及び
生徒の数とする。以下同じ)を乗
じた坪数(建物の増築の場合にあ
つては、当該坪数から従来の保有
坪数を控除した坪数とする)を基
準として算定するものとする。た
だし、児童及び生徒一人当たりの基
準坪数については、当該学校の所
在地の積雪寒冷度、当該学校の児
童及び生徒の数、当該学校における
児童及び生徒の一学級の平均收
容数又は当該学校の建物の構造に
応じ、政令で定めるところにより
補正を行うものとする。
一 校舎についての児童及び生徒
一人当たりの基準坪数
二 屋内運動場についての児童及
び生徒一人当たりの基準坪数
三 寄宿舎についての児童及び生
徒一人当たりの基準坪数
三・二〇坪
二・五五坪
〇・二〇坪

第二十五条の四第一項中「職員」の下に「並びに公立養護学校整備特別措置法(昭和三十一年法律第百四十四号)第四条第一項に規定する教職員」を加える。
第二十五条の五に次の二項を加える。
2 公立養護学校整備特別措置法
第四条第一項に規定する公立の養護学校の教職員の給与の種類及びその額は、三分の間、当該養護学校の存する都道府県内の公立の盲学校又は聾学校の教職員の給与の種類及びその額を基準として定めるものとする。
地方財政法の一部を次のように改正する。
3 第三十四条第一項第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。
三 養護学校の小学部及び中学部の建物の建築に要する経費
四 養護学校の小学部及び中学部における教育に従事する教職員の給与及び恩給並びに当該教育の教材に要する経費
盲学校、ろう学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部を改正する法律案
右の議案を提出する。
昭和三十一年四月二十日
提出者
文教委員長 加賀山之雄
参議院議長 松野鶴平殿
盲学校、ろう学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部を改正する法律案
十九年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「学齢児童生徒（学校教育法〔昭和二十二年法律第二十六号〕第二十三条に規定する「学齢児童」及び同法第三十九条第二項に規定する「学齢生徒」をいふ。以下同じ。）」を「児童又は生徒」に、「義務教育」を「これらの学校における教育」に改める。

第二条第一項中「学齢児童生徒」を「児童又は生徒」に、「保護者（学校教育法第二十二条第一項に規定する「保護者」をいふ。以下同じ。）」を「保護者等（児童又は未成年の生徒については学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二十二条第一項に規定する保護者、成年に達した生徒についてはその者の就学に要する経費を負担する者）」を「左に掲げるものについて」を「これらの学校の小学部又は中学部の児童又は生徒に係るものについて」に、「左に掲げるものについては次の各号に掲げるものについて、これらの中学校の高等部（専攻科を除く。）の生徒に係るものについては第一号に掲げるものについて」に改める。

第三条第一項中「学齢児童生徒」を「児童又は生徒」に改め、同条第一項を次のように改める。

2 前項の規定により経費の交付を受けた校長は、これを、政令の定めるところにより、金銭をもつて当該児童若しくは生徒又はその保護者等に対しても支給しなければならない。但し、政令で定める特別の事情があるときは、現物をもつて支給することができる。

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、養護学校への就学の奨励に關する部分は、昭和三十二年四月一日から施行する。

附 則

2 この法律による改正後の盲学校、ろう学校及び養護学校への入学授勵に關する法律（以下「新法」といふ）第二条第一項の規定中盲学校又はろう学校の高等部（専門科を除く。以下同じ。）への就学の教科用図書について使用される教科用図書の購入費に關する部分は、昭和三十二年度において使用される教科用図書の購入費から適用する。

3 この法律施行前に國又は都道府県が盲学校又はろう学校の高等部の生徒に係る昭和三十一年度において使用される教科用図書の購入費について行つた支弁は、新法第二条の規定により行つた支弁とみなす。

4 国は、盲学校又はろう学校の高等部への就学のため必要な教科用図書の購入費につき、新法第二条の規定により都道府県が支弁する経費については、昭和三十一年度に限り、新法第四条の規定にかかるわらず、政令の定めるところにより、その三分の一以内を負担する。

○加賀山之雄君　ただいま議題となりました文教委員会提案の三法律案につきまして、その提案理由と内容の概略を御説明申上げます。

まず、夜間課程を置く高等学校における学校給食に關する法律案について申し上げます。

戦後的新教育制度の一環として昭和二十三年度から発足しました高等学校の定時制教育は、恵まれない勤労青年たちに大学進学への道にも通ずる正規の高等教育を与えるもので、多数の青年に明るい希望を抱かせつつ、技能と知識と教養とを修得させる点で大きな意義を持つとともに、多大の成果を上げ

て参つたのであります。しかしながら、近年地方財政の窮迫と国の財政援助の不十分なことから、この画期的な制度が行き詰まりつつあるというふうに次第に強くなつて参つておるといふことも事実であります。この際、国としても、これが振興につきまして何とかの適切な措置を講ずる必要があると考えられます。特に必要な、しかも緊急を要する問題としては、夜間課程に学ぶ生徒に対する給食の実施といふことがあります。今日、定時制課程に学ぶ約五十四万人の生徒中、夜間の生徒はその七割の約三十八万人を占めていますが、働きながら学ぶこれらの少年の体位が劣つております。結核罹病率の高いことは各方面の調査で明らかになつております。しかも、生徒たちは多くは職場から直接夕食もとらないで学校へかけつけて勉学し、帰宅後十時、十一時という時刻によく食事をしているのが実情でございまして、このような状況が発育途上にある生徒たちの健康に悪影響をもたらすことは当然であり、給食の実施は、これら生徒および関係父兄、教師から、かねてご要望されてゐるところでござります。このような実情にかんがみ、夜間の生徒に対する給食の実施について切実に要望されているところでござります。このよだな実情にかんがみ、夜間の生徒に対する給食の実施について、は、国としても適切な援助を与えることが緊急を要する課題であると考えます。今回本法案を提出いたした次第でございます。

めのものであることを規定いたしてお
ります。第二点といたしましては、第
二条以下、夜間学校給食の実施につい
て諸種の規定をいたしておりますが、
これは現行の学校給食法とほほ同一の
規定でございまして、すなわち夜間課
程を置く高等学校の設置者は、夜間学
校給食が実施できるよう努めることと
もに、国及び地方公共団体も、夜間学
校給食の普及と健全な発達をはかるよ
うに努めることを規定いたしております
。また、国は公立、私立問わず、その
設置者に対し予算の範囲内で夜間学校
給食の開設に必要な施設、または設備
に要する経費の一部を補助することが
できる旨規定するとともに、夜間学校
給食の開設に必要な施設、または設備
の負担において、価格を低廉にした
ものを使用させることができると規定
いたしております。なお、附則におき
まして、本法律は公布の日から施行す
る規定と、施設、設備費の国庫補助につ
いての規定は、昭和三十二年四月一日
から施行することといたすとともに、
給食用の乾燥脱脂ミルクについては、
小中学校と同様閑税を免除することと
し、閑税率法の一部を改正いたして
おります。従いまして、本年は準備段
階として、一部の希望生徒に低廉な乾
燥脱脂ミルクを使用させるにとどめ、
来年度から本格的な給食を行うことを
企図いたしております。

次に、公立養護学校整備特別措置案の提案理由及びその内容の概略について御説明申し上げます。

昭和二十一年に学校教育法が公布されまして、学齢に達した子女の就学義務がその保護者に課され、都道府県は、その区域内にある学齡児童及び学齢生徒のうち、盲者、ろう者、また精神薄弱、身体不自由その他心身に障害のある者を就学させるために必要な施設、盲学校、ろう学校または養護学校の設置義務が課されたのでござりますが、同法の附則におきまして、これらの諸学校への就学義務並びにこれらの諸学校の設置義務の施行期日は政令で定めることとなつておりました。その後、宣言学校及びろう学校につきましては、昭和二十三年度から、政令により、就学義務及び設置義務が学年進行をもつて施行され、本年度をもつて完成を見ることとなりましたが、ひとり養護学校のみは、今日なお義務教育のうち外に置かれているのでございます。

これらの児童生徒のための一般義務教育諸学校における特殊学級の増設すらも遅々として進まず、わずかにその必要數の五十分の一に相当する約一千学級が全國に設置されているのにすぎないのが現状でございます。

去る昭和二十九年の第十九回国会におきまして、盲学校、ろう学校及び養護学校への就学奨励に関する法律成立の際、本院文部委員会の付帯決議として、「盲者、ろう者以外の心身に故障のある者に対する義務教育の現状にかんがみ、これが充実をはかるため、関係法令及び養護学校、特殊学級等の教育施設の整備その他必要な措置を講ずること」が、全会一致をもつて議決され、衆議院文部委員会におきましても、これと全く同趣旨の付帯決議が付されましたし、また、同年十二月に答申された中央教育審議会の「特殊教育並びにべき地教育振興に関する答申中にも、「養護学校を義務制とする前提として、その設置を進め、これを設置しようとする地方公共団体に対して、国は財政措置を講ずること。特殊学級の設置のための年次計画を立て、これが促進のために必要な教育及び設備につき財政上の措置を講ずること。」が指摘されたのであります。が、学校教育法公布以来、すでに九ヵ年を経過する今日、いまだに養護学校教育に対する根本的措置が講じられず、本年度においてようやく二校新設のための経費として千五百万元の予算計上を見たにすぎない実情でございまして、このようなく現状のまま推移いたしますことは、教育基本法にうたわれておりまする教育の機会均等の趣旨にもとりますばかりでなく、今日手をこまねいて彼らの教育

をおろそかにしますことは、他日彼が生活保障のため莫大な経費を必要とすることとなり、国策上からも賢明を欠くものと申さなければなりません。

如上の理由によりまして、本法律案は、養護学校における義務教育のすみやかな実施を目標として、公立養護学校の設置を促進して、その教育の充実化をはかることを目的とし、建物の建築、教職員の給料その他の給与等に要する国及び都道府県の費用負担、その他必要な事項に関し、特別の規定をいたしております。

内容の主要点について申し上げますと、その第一点は、公立の養護学校を新築または増築する場合に要する経費の二分の一を国が負担することとし、危険校舎の改築に要する経費の三分の一以内を国が補助することといたしたことあります。第二点は、教職員給与費は都道府県の負担とし、その実支出額の二分の一を国庫負担として、義務教育費国庫負担法の例にならい、教材費についてもその一部を国の負担としたことがあります。第三点といつしましては、教職員の給与の種類及び額を、当分の間、各都道府県の条例により、盲学校、ろう学校の教職員の給与の種類及び額を基準として定めることといたしました。第四の点は、本法の施行期日についての規定でござります。すなわち第三条から第六条まで及び附則第六項の規定は、昭和三十二年四月一日から施行することを附則において規定し、第二条の建築費の負担關係につきましては、すでに本年度予算に計上されておりまする關係上、本年度からこれを施行することを明らかにいたした次第でござります。なお、附

則におきまして、教育公務員特例法、地方財政法等について所要の改正を加えております。
以上をもしまして、公立義務学校整備特別措置法案の提案理由の説明を終ります。
次に、盲学校、ろう学校及び義謹学校への就学奨励に関する法律の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。
御承知の通り、昭和三十一年度予算には、盲学校、ろう学校の高等部生徒全員に対する教科用図書購入費について、国がその三分の一を補助する経費約二百万円が計上されております。このことは、盲学校、ろう学校の教育が特殊事情にあることによるものと考えられるのであります。すなわち、かような特殊教育は、義務教育九ヵ年だけでは十分と申せないので、盲者やろう者が社会に出て、普通人と伍して働けるようになるためには、少くとも高等部へ進み、適当な職業教育を修めることがぜひとも必要であり、そのような意味合いから就学奨励の一端として今回の措置がなされたのであります。
しかしながら、教科書時代の三分の一を補助するということは、設置義務を課せられておる都道府県が残りの三分の二を支弁することを期待しての措置でございまして、これはやはり小学部、中学部の児童生徒に対する教科書代の支弁方法と同様に、国と県が半分ずつ持つことが適当であると考えるものであります。よつて昭和三十一年度に限つては、盲ろう学校高等部生徒の教科書代を国が三分の一以内支弁することといたし、昭和三十二年度以降

ときは、小学校又は中学校の通学区域の変更の措置を講じなければならない。

(公共的団体等の統合)

第九条 新市町村の区域内の公共的団体等は、当該公共的団体等の目的的達成及び機能の發揮に寄与すると認められる場合には、新市町村の一体性のすみやかな確立に資するため、その統合整備を図るよう努めなければならない。ただし、法令の規定により当該公共的団体等を監督する主務大臣がその統合整備について別段の定をした場合は、この限りでない。

(新市町村建設審議会)

第十一条 新市町村は、市町村長の諮問に応じて、新市町村建設設計画の調整その他その実施に與し必要な調査及び審議を行わせるため、条例で新市町村建設審議会を置くことができる。

2 新市町村建設審議会の委員は、条例で定めるところにより、当該市町村の議会の議員、教育委員会の委員、農業委員会の委員その他市町村の職員、公共的団体等の役員及び職員並びに学識経験を有する者から、市町村長が任命する。

第三章 新市町村建設設計画の実施の促進

(新市町村建設設計画の調整の促進) 第十一条 国は、新市町村建設設計画の調整を促進するため必要があるときは、予算の範囲内において、

(新市町村建設設計画の実施の促進等のため国の行う措置)

第十二条 国は、新市町村の組織及び運営の合理化を促進するため必要なとき、予算の範囲内において、新市町村に掲げる次の事項について、新市町村に對して補助金を交付することができる。

第一 小学校又は中学校の校舎の新築・改築又は増築その他教育文化施設の整備

第二 消防自動車の購入その他消防施設の整備

第三 病院、診療所、隔離病舎、水道施設その他衛生施設の整備

第四 授産施設、保育所その他厚生施設の整備

第五 公営住宅の整備

第六 道路、橋又はトンネルの新設その他土木施設(土木工事の用に供する重要な機械及び器具を含む)の整備

第七 開田、開畠、干拓、かんがい排水施設の整備その他の土地改良の整備

第八 有線放送施設その他の通信施設の整備

第九 渡船その他の交通施設の整備

第十 前各号に掲げるもののほか、新市町村の永久の利益となるべき事業

2 新市町村建設審議会の実施を促進するため、法令及び予算の範囲内において、次に掲げる措置について、新市町村のために特別の配慮をするものとする。

一 新市町村建設設計画に掲げる水道事業、自動車運送事業、軌道事業その他公営企業に係る許可、認可その他の処分

二 新市町村建設設計画に掲げる事業に要する経費の財源とするたるものと地方債を起すことの許可

第十三条 国は、新市町村建設設計画の実施を促進するため、法令及び予算の範囲内において、事情の許す限りすばらならない。

(都道府県の行う措置)

第十四条 国は、国的地方行政機関(駐在機関を含む)の所管区域が新市町村の区域を基礎とすることとなるように、事情の許す限りすばらならない。

2 都道府県は、新市町村の事務処理の能率をたかめるため、新市町村の求めに応じて、新市町村に対して当該都道府県の職員を派遣し、新市町村の職員の研修を行うこととする。

第一 小学校又は中学校の校舎の新築・改築又は増築その他教育文化施設の整備

第二 消防自動車の購入その他消防施設の整備

第三 病院、診療所、水道施設その他衛生施設の整備

第四 授産施設、保育所その他厚生施設の整備

第五 公営住宅の整備

第六 道路、橋又はトンネルの新設その他土木施設(土木工事の用に供する重要な機械及び器具を含む)の整備

第七 開田、開畠、干拓、かんがい排水施設の整備その他の土地改良の整備

第八 有線放送施設その他の通信施設の整備

第九 渡船その他の交通施設の整備

第十 前各号に掲げるもののほか、新市町村の永久の利益となるべき事業

(國の地方行政機関の所管区域)

第十五条 都道府県は、新市町村建設設計画の実施を促進するため、前

三条の趣旨に従い、必要な措置を講ずるものとする。

2 都道府県の行う措置)

第十六条 日本国有鉄道、日本電信電話公社その他の公共企業体(公社企業体等労働関係法(昭和二年法律第二百五十七号)第二条第一項第一号に掲げる公共企業体をいう)は、新市町村に係るその業務の運営に關し、新市町村の建設に資するため必要な措置を、事情の許す限りすみやかに講ずるようしなければならない。

第十七条 内閣総理大臣は、新市町

村建設設計画の調整その他その実施に關して、新市町村及び都道府県

に対し、助言又は勧告をし、その他適切な措置を講ずるものとする。

第一 都道府県は、新市町村建設

促進中央審議会(以下「中央審議

会」といふ)の意見をきいて、新市町村建設計画の調整又は実施に關する必要な基準を定めることができる。
内閣総理大臣は、前二項の措置を講じようとするときは、國の関係行政機關が所掌する事務に関する事項については、あらかじめ当該行政機關の長に協議しなければならない。
(新市町村建設促進中央審議会)
第十八条 中央審議会は、内閣総理大臣の諮問に応じて、新市町村建設計画の調整その他その実施の促進及び未合併町村の町村合併の推進に関する必要な事項を調査審議する。
第二十九条 中央審議会は、委員二十五人以内で組織する。
第三十条 委員は、関係行政機關の職員、地方公共団体の議會の議員及び長並びに学識経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。
第四十一条 前三項に定めるもののほか、中央審議会の組織及び運営に関する事項は、政令で定める。
(都道府県知事の助言、勧告その他の措置)

2 都道府県知事は、第十七条第二項の基準に基き、新市町村建設促進審議会を設置する都道府県にあってはその意見をきいて、新市町村建設計画の調整又は実施に関する必要な基準を定めることができる。

3 都道府県知事は、毎年度の当該において、前年度中の新市町村建設計画の実施の状況をとりまとめて公表するとともに、これを内閣総理大臣に報告しなければならない。

(新市町村建設促進審議会)

第二十条 都道府県は、都道府県知事の諮問に応じて、新市町村建設計画の調整その他その実施の促進及び未合併町村の町村合併の推進に關し必要な調査及び審議を行わせるため、条例で新市町村建設促進審議会を置くことができる。

2 新市町村建設促進審議会の委員は、二十人以内とし、条例で定めるところにより、國の地方行政機関の職員、当該都道府県の職員、當該都道府県の区域内の市町村の議会の議員及び長、公共的団体の役員及び職員並びに学識経験を有する者のうちから、都道府県知事が任命する。

第二十二条 新市町村は、従前の市町村の相互の間に地方税の賦課に關し著しい不均衡があるため、又は町村合併により承継した基本財産の価額若しくは負債の額につき従前の市町村相互の間において著しい差異があるため、その全区域にわたつて均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合においては、町村合併の行われた日の属する年度及びこれに続く三箇年度に限り、その衡平を欠く程度を限度として、不均一の課税をすることができる。

(地方交付税法の特例)

第二十三条 国が地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)に定めるところにより毎年度交付する地方交付税の額を算定するに当つては、新市町村については、同法第十三条に定めるものほか、町村合併に伴い臨時に増加する行政に要する経費の需要を基礎として、総理府令で定めるところにより、同法に定める基準財政需要額の測定単位の数値を補正するものとする。

(国有財産特別措置法の特例)

第二十四条 国は、国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第二百十九号)第三条第一項各号に掲げる場合のほか、新市町村が新市町村

建設計画の実施に当たり当該市町に供する場合においては、町村合併後五箇年間に限り、同法に規定する普通財産を当該市町に譲りし、又は貸し付けることができる。前項の規定による譲渡又は貸付に關しては、同項に規定する場合に該当する項目各号に掲げる場合に該当するものとみなして同法の規定を適用する。

(国有林野法の特例)

第二十五条 国は、新市町村建設計画による基本財産の造成のため必要があると認められる場合においては、町村合併後五箇年間に限り、新市町村の区域に係る国有林野を国土の保安上及び国有林野の経営上必要なものを除くほか、当該市町村に売り払い、又はその所有する林野と交換することができるとする。

2 前項の規定による売買の条件については、売払代金の支払を、売払後五箇年間はすえ置き、その後二十箇年以内の年賦償還とするほか、政令で定めるところによるものとする。

3 新市町村は、第一項の規定により売払を受けた林野の立木の伐採では、あらかじめ國の承認を受けて定めた施業計画によらなければならぬ。

4 新市町村は、第一項の規定により売払を受けた林野の立木の伐採若しくは売払又は当該林野の売払をするには、あらかじめ國の承認を受けなければならない。

5 新市町村は、第一項の規定により売払を保有するときは、第二項の代金を収入したときには、第三項の売払代金の支払に充てなければならぬ。

6 新市町村は、第一項の規定により売払又は交換を受けた林野の管理については、なるべくその住民の生業に資するよう配慮しなければならない。

7 国は、国有林野整備臨時措置法（昭和二十六年法律第二百四十七号）の規定により国有林野の売払を受けた市町村が新市町村となつた場合においては、第二項の規定及び同項の規定に基づく政令の規定に準じて、その売払の条件を改めることができる。

8 第三項から第六項までの規定は、前項の規定により売払の条件が改められた場合においては、同項の新市町村につき準用する。この場合において、第三項及び第四項中「第一項」とあるのは「国有林野整備臨時措置法」と、第五項中「第二項の売払代金」とあるのは「国有林野整備臨時措置法」により売払を受けた林野の支払代金」と、第六項中「第一項」とあるのは「国有林野整備臨時措置法」と読み替えるものとする。

特別の定のあるものを除くほか、争論の解決のため、町村合併調整委員があつせんを行わせ、又はこれをその調停に付することができる。

2 町村合併調整委員は、五人以内とし、都道府県知事が新市町村建設促進審議会の委員のうちから任命する。

3 町村合併調整委員は、調停案を作成して、これを当事者に示し、その受諾を勧告するとともに、その調停案に理由を付けて公表することができる。

4 第一項の調停は、当事者が調停案を受諾して、その旨を記載した文書を都道府県知事に提出した時に成立するものとする。

5 町村合併調整委員は、第一項の規定によるあつせん又は調停による解決の見込がないと認めるときは、あつせん又は調停を打ち切り、その経過を都道府県知事に報告するものとする。

6 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けた場合において、当該市町村の一体性を保持しその運営の正常化を図るために必要があると認めるとき、町村合併調整委員の意見をきいて当該の裁決を下すことができる。

7 前項の規定による裁決は、文書をもつてし、その理由を付けて当事者に交付するとともに、都道府県知事がその要旨を告示しなければならない。

8 第一項の争論に係る市町村の名称、事務所の位置又は財産処分について第六項の規定による裁定があつたときは、それぞれ地方自由があつたときは、それぞれ地方自

治法（昭和二十二年法律第六十七号）の規定による市町村の名称、事務所の位置又は財産処分についての関係市町村の条例の制定、議會の議決又は長の処分があつたものとみなし、その効力は、前項の規定による告示により生ずる。

9 第一項から第七項までの規定は、町村合併に関する市町村の名称、事務所の位置又は財産処分について争論がある場合に準用する。この場合において、第六項中「市町村の一体性を保持しその運営の正常化を図るためにあるのは、「未合併町村の町村合併を推進するため」と読み替えるものとする。

（市町村の境界変更に関するあつせん、調停及び投票）

第二十七条 都道府県知事は、新市町村の区域のうち從前の市町村の一部の地域又は新市町村に隣接する市町村の一部の地域に係る市町村の境界変更で新市町村とこれに隣接する市町村との間ににおけるものに關し争論があり、かつ、そのため関係市町村の一体性又はその相互の間の正常な関係が著しく、そこなわれていると認めるときは、昭和三十二年三月三十一日までの間は、町村合併調整委員にあつせんを行わせ、又はこれをその調停に付することができる。

10 前条第三項及び第四項の規定は、町村合併調整委員にあつせんを行わせ、又はこれをその調停に付することができる。

11 第一項の争論に係る市町村の名称、事務所の位置又は財産処分について第六項の規定による裁定があつたときは、政令で定めるところにより、

町村」と読み替えるものとする。同項の投票に付さなければならぬ。

3 前項の規定において準用する前条第四項は第五項の請求がある。

4 第二項の規定において準用する前条第四項の規定により第一項の調停が成立した場合において、当該調停において関係市町村の境界変更を當該地域内の選挙人の投票に基いて定めるものとされているときは、都道府県知事は、當該境界変更に関する選挙の投票に付することを當該市町村の選舉管理委員会に対し請求するものとする。

5 都道府県知事は、第二項の規定において準用する前条第五項の規定による報告を受けた場合において、地勢、交通、經濟事情その他的事情に照らし、當該地域に係る市町村の境界変更をその地域内の選挙人の投票に基いて定めることとし、地勢、交通、經濟事情その他

8 都道府県知事は、前項の請求については、あらかじめ内閣総理大臣に協議した上投票を行うべき区域を示して、第四項又は第五項の請求があつた日から九十日以内にこれを行わなければならない。

9 市町村の選舉管理委員会又は都道府県の選舉管理委員会は、それぞれ第六項又は第七項の投票の結果が判明したときは、直ちにこれを告示するとともに、都道府県知事に届け出なければならない。

10 第六項又は第七項の投票において当該区域に係る市町村の境界変更につき有効投票の三分の二以上の賛成があつた場合において、前項の規定による届出があつたときは、当該区域に係る市町村の境界変更に關し地方自治法第七条第一項の規定による関係市町村の申請（附則を含む。）は、第六項及び

12 第三項の規定によりみなされる申請又は第六項若しくは第七項の投票に基く市町村の境界変更による市町村の区域の変動があつた場合には、その市町村の区域の変動を町村合併に伴う町村の区域の変動とみなして、町村合併促進法第二十条の規定を準用する。

13 内閣総理大臣は、都道府県の境界にわたる市町村の境界変更については、第一項、第四項又は第五項の規定の例により、あつせん、調停又は投票の請求をすることができる。この場合においては、政令で特別の定をするものと除くほか、前条第二項から第五項までの規定並びに第三項及び第六項から前項までの規定を準用する。

（町村合併に関する都道府県知事の勧告等）

第二十八条 都道府県知事は、未合併町村の規模が適正を欠き、かつ、地勢、交通、經濟事情その他的事情に照らし、町村合併を行ふことが関係市町村の基礎的な地方公共団体としての機能の充分な發揮と住民の福祉の増進のため必要であると認めるときは、昭和三十二年三月三十一日までの間において、新市町村建設促進審議会の意見をきき、境界変更に關し投票を行なべき区域を示して、これを当該区域内の選挙人の投票に付することを當該市町村の選舉管理委員会に対し請求することができる。

2 都道府県知事は、前項の勧告をした日から九十日以内に当該勧告を受けた市町村から当該勧告に基づく町村合併に関する地方自治法第

七条第一項の規定による申請がない場合において、特に必要があると認めるときは、新市町村建設促進審議会の意見をきいて、当該市町村に係る町村合併に關し、投票を行ふべき区域を示して、これを当該市町村又はその一部の区域内の選挙人の投票に付することを當該市町村の選舉管理委員会に対し請求することができる。

3 前条第六項から第十一項までの規定は、前項の投票につき準用する。この場合において、同条第六項中「第四項又は前項」とあるのは「第二十一条第二項」と、同条第七項中「第四項又は第五項」とあるのは「第二十八条第二項」と、「市町村の境界変更」とあるのは「町村合併」と、同条第八項中「第四項又は第五項」とあるのは「第二十八条第二項」と、「市町村の境界変更」とあるのは「町村合併」に關し」と、関係市町村とあるのは「当該市町村」と読み替えるものとする。

4 第一項の勧告又は第二項の投票に基づく町村合併については、町村合併促進法第十二条の六及び第十八条から第二十条までの規定の例によることにより、町村合併に伴い必要な市町村の建設に關する計画を定めたときは、当該市町村の建設に

5 第一項の勧告又は第二項の投票が、町村合併促進法第六条の規定の例により、町村合併に伴い必要な市町村の建設に關する計画を定めたときは、当該市町村の建設に

(町村合併に關する内閣總理大臣の勧告等)
第二十九条 内閣總理大臣は、前条
第一項の勧告を受けた市町村で当該勧告を受けた日から四箇月以内に町村合併を行わないものがある場合において、都道府県知事の申請があつたときは、中央審議会の意見をきいて、関係市町村に対し町村合併の勧告をすることができる。
2 前項の規定による内閣總理大臣の勧告があつた場合において、当該町村がなお町村合併を行わないときは、小規模町村であることにより行われる國の財政上の援助措置は、当該町村については行われないことがあるものとする。

該町村の属すべき郡の区域を定めるものとする。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による処分をしたときは、直ちにその旨を告示するとともに、これを國の関係行政機關の長に通知しなければならない。

5 第三項の規定による処分は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

6 第三項前段の規定による処分は、地方自治法第七条第一項の規定による処分とみななし、第三項後段の規定による処分は、同法第二百五十九条第三項の規定による処分とみなす。

7 前条第四項及び第五項の規定は、第一項の勧告に基く町村合併及び第三項前段の規定による処分に基く町村合併につき準用する。

8 第三項、第六項及び前項の規定は、地方自治法第七条第三項の規定による関係都道府県の申請があつた日から四箇月以内に同項の規定による関係都道府県の申請が行われない場合に準用する。この場合において、第三項中「同項の規定にかかわらず」とあるのは「地方自治法第七条第三項の規定にかかわらず」と、「町村合併の処分」とあるのは「境界の変更」と読み替えるものとする。

第三十条 町村合併促進法が効力を失うまでに同法第二条第一項の町村合併（同法第三十六条及び第十七条の規定により町村合併とみなされるものを含む。）の処分につき地方自治法第七条第一項の規定により申請をしている市町村について、町村合併促進法が効力を失つた後、地方自治法第七条第一項の規定による処分が行われた場合において、当該市町村が町村合併促進法第六条の規定の例により町村合併に伴い必要な市町村の建設に関する計画を新市町村建設計画と、その計画の実施に当る市町村を新市町村とみなして、この法律の規定を適用する。

（政令への委任）

第三十一条 この法律の実施のための手続その他その施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

2 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二十八条及び第二十九条の規定は、昭和三十一年十月一日から施行する。

1 この法律中、第二十九条第八項の規定は、昭和三十三年三月三十日に、その他の規定は、この法律の施行（前項本文の規定による施行をいう。以下同じ。）の日から起算して五箇年を経過した時にその効力を失う。ただし、その時までに第二十五条第二項の規定により国有林野の売払を受けた新市町村及び同条第八項の規定の適用を

8 この法律に定める新市町村について、同条第三項から第六項までの規定は、その時以後も、なおその効力を有する。

9 この法律の施行前に改正前の町村合併促進審議会の職務は、昭和三十一午九月三十日までの間は、町村合併促進法第四条第一項の町村合併促進審議会が行う。

10 この法律の施行前に改正前の町村合併促進法（この法律附則第十一項の規定による改正前の町村合併促進法をいう。以下同じ。）第十四条の規定によりされた不均一の課税は、この法律第二十二条の規定によりされた不均一の課税とみなす。

11 新市町村につき第二十三条の規定を適用して算定される地方交付税の額が改正前の町村合併促進法第十五条の規定の例により算定される地方交付税の額に満たないときは、当該年度において当該市町村に交付すべき地方交付税の額は、町村合併の行われた日の属する年度及びこれに続く五箇年度に限り、改正前の町村合併促進法第十五条の規定の例により算定した額とする。

12 この法律の施行前に改正前の町村合併促進法第十七条第一項の規定によりされた国有林野の売扱については、これをこの法律第二十五条第一項の規定によりされた売扱とみなして同条第一項から第六項までの規定を適用する。

13 昭和三十一年九月三十日までの間は、第二十六条第二項中「新市町村建設促進審議会の委員」とあるのは、「町村合併促進法第四条

第一項の町村合併促進審議会の委員」と読み替えるものとする。

8 この法律の施行前に改正前の町村合併促進法第十一条の三第三項の規定によりされた請求については、これをこの法律第二十七条第一項の規定によりされた請求とみなし、同条第六項中「請求があつた日」とあるのは「この法律の施行の日」と、同条第七項及び第八項中「第四項又は第五項の請求があつた日」とあるのは「この法律の施行の日」として、同条第六項から第十二項までの規定を適用する。

9 この法律の施行前に改正前の町村合併促進法第十一条の三第四項において適用する同法第十一条第三項の規定によりされた投票については、なお前項の例による。

10 町村合併促進法の一部を次のように改正する。

11 第八条第一項を削る。

12 第十条から第十二条の四までを次のように改める。

13 第十二条から第十七条までを次のように改める。

14 第十二条から第十七条まで 削除

15 第二十六条から第三十一条まで 削除

16 第二十九条から第三十二条まで 削除

17 第三十七条第一項各号列記以外の部分中第三号から第六号まで」を「第五号及び第六号」に改め、同

項第五号及び第六号中「十万」を「十五万」に改める。

18 第三十七条の二を次のよう改める。

19 附則に次の二項を加える。

20 第三十七条の二 削除

21 第三十七条の二の規定にかかるわらず、第二十条の規定は、新市町村建設促進法(昭和三十一年法律第二十九号)第二十七条第十項の規定の適用については、この法律が前項本文の規定により効力を失つた後においても、

22 なおその効力を有する。

23 第二十三条の二の一部を次のように改正する。

24 第二十三条の二の次に次の二項を加える。

25 第二十三条の二の次に次の二項を加える。

26 第二十三条の二の次に次の二項を加える。

27 第二十三条の二の次に次の二項を加える。

28 第二十三条の二の次に次の二項を加える。

29 第二十三条の二の次に次の二項を加える。

30 第二十三条の二の次に次の二項を加える。

31 第二十三条の二の次に次の二項を加える。

32 第二十三条の二の次に次の二項を加える。

33 参議院議長松野鶴平殿

34 地方行政 委員長 松岡 平市

多数意見者署名

森下 政一 小笠原三男
野田 俊作 加瀬 完
小林 政夫 松澤 兼人
堀 末治 小林 武治
井上 清一 佐野 廣
篠森 順造 伊能 芳雄
石村 幸作

1 、委員会の決定の理由

2 、要領書

3 、審査報告書

4 、消防団員等公務災害補償責任共済基金法案

5 、消防法

6 、本法律案は、非常勤消防団員及び消防作業に応援した一般協力者に対する損害補償は、従来から、市理村の責任において実施されてきたが、市町村財政の窮屈その他事情により、必ずしも所期の補償が普く実施されていない実情にかんがみ、損害補償制度の確立とその完全なる実施を図るべく、市町村の支払責任の共済制度として、消防団員等公務災害補償責任共済基金を設立して、これと市町村との間に共済契約を締結させることとし、又、基金についての合計、監督等に関する規定を設けようとするものであつて適切な措置と認める。

7 、当委員会においては、役員規定中第七条第五項に常務理事を加え、理事長、理事と同様に監事を兼ねることができないこととする旨の修正を行なつた。

8 、より妥当であると認め、この旨の修正を行なつた。

9 、理員会としては、本法

ているものについては、政令の内容が、本法制定の趣旨を充分生かし得るように配慮されることを希望する。

10 、本法施行に伴う経費四千万円程度は、政府の責任において適当な予算措置が講ぜられる。

11 、本法施行に伴う経費四千万円程度は、政府の責任において適当な予算措置が講ぜられる。

12 、本法施行に伴う経費四千万円程度は、政府の責任において適当な予算措置が講ぜられる。

13 、本法施行に伴う経費四千万円程度は、政府の責任において適当な予算措置が講ぜられる。

14 、本法施行に伴う経費四千万円程度は、政府の責任において適当な予算措置が講ぜられる。

15 、本法施行に伴う経費四千万円程度は、政府の責任において適当な予算措置が講ぜられる。

16 、本法施行に伴う経費四千万円程度は、政府の責任において適当な予算措置が講ぜられる。

17 、本法施行に伴う経費四千万円程度は、政府の責任において適当な予算措置が講ぜられる。

18 、本法施行に伴う経費四千万円程度は、政府の責任において適当な予算措置が講ぜられる。

19 、本法施行に伴う経費四千万円程度は、政府の責任において適当な予算措置が講ぜられる。

20 、本法施行に伴う経費四千万円程度は、政府の責任において適当な予算措置が講ぜられる。

21 、本法施行に伴う経費四千万円程度は、政府の責任において適当な予算措置が講ぜられる。

22 、本法施行に伴う経費四千万円程度は、政府の責任において適当な予算措置が講ぜられる。

23 、本法施行に伴う経費四千万円程度は、政府の責任において適当な予算措置が講ぜられる。

24 、本法施行に伴う経費四千万円程度は、政府の責任において適当な予算措置が講ぜられる。

25 、本法施行に伴う経費四千万円程度は、政府の責任において適当な予算措置が講ぜられる。

(この法律の趣旨)

第一条 この法律は、消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)第十五条の四の規定による非常勤消防団員に係る損害補償及び

消防法(昭和二十三年法律第二百八十六号)第三十六条の二の規定による非常勤消防作業に従事した者に係る損害補償(以下「消防団員等公務災害補償」という。)に関する市特別区の存する区域については、都。以下同じ。)町村の支払責任の共済制度として、消防団員等公務災害補償責任共済基金(以下「基金」という。)を設立し、もつて消防団員等公務災害補償を的確に実施することを目的とする。

第二条 基金は、内閣総理大臣の認可を得て、必要な地に従事する事務所を東京都に置くことができる。

第三条 基金は、主たる事務所を東京都に置く。

第四条 基金は、定款をもつて、次の事項を規定しなければならない。

第五条 基金は、定款をもつて、次の事項を規定しなければならない。

第六条 基金は、定款をもつて、次の事項を規定しなければならない。

第七条 基金は、定款をもつて、次の事項を規定しなければならない。

第八条 基金は、定款をもつて、次の事項を規定しなければならない。

第九条 基金は、定款をもつて、次の事項を規定しなければならない。

第十条 基金は、定款をもつて、次の事項を規定しなければならない。

第十一条 基金は、定款をもつて、次の事項を規定しなければならない。

十二条 基金は、定款をもつて、次の事項を規定しなければならない。

十三条 基金は、定款をもつて、次の事項を規定しなければならない。

十四条 基金は、定款をもつて、次の事項を規定しなければならない。

十五条 基金は、定款をもつて、次の事項を規定しなければならない。

第一章 総則

第一条 この法律は、消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)第十五条の四の規定による非常勤消防団員に係る損害補償及び

消防法(昭和二十三年法律第二百八十六号)第三十六条の二の規定による非常勤消防作業に従事した者に係る損害補償(以下「消防団員等公務災害補償」という。)に関する市特別区の存する区域については、都。以下同じ。)町村の支払責任の共済制度として、消防団員等公務災害補償責任共済基金(以下「基金」という。)を設立し、もつて消防団員等公務災害補償を的確に実施することを目的とする。

第二条 基金は、内閣総理大臣の認可を得て、必要な地に従事する事務所を東京都に置く。

第三条 基金は、主たる事務所を東京都に置く。

第四条 基金は、定款をもつて、次の事項を規定しなければならない。

第五条 基金は、定款をもつて、次の事項を規定しなければならない。

第六条 基金は、定款をもつて、次の事項を規定しなければならない。

第七条 基金は、定款をもつて、次の事項を規定しなければならない。

第八条 基金は、定款をもつて、次の事項を規定しなければならない。

第九条 基金は、定款をもつて、次の事項を規定しなければならない。

第十条 基金は、定款をもつて、次の事項を規定しなければならない。

第十一条 基金は、定款をもつて、次の事項を規定しなければならない。

十二条 基金は、定款をもつて、次の事項を規定しなければならない。

十三条 基金は、定款をもつて、次の事項を規定しなければならない。

十四条 基金は、定款をもつて、次の事項を規定しなければならない。

十五条 基金は、定款をもつて、次の事項を規定しなければならない。

五三三一

(地方税法の一部改正)

第十五条 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第四号中「町村職員恩給組合連合会」の下に「消防団員等公務災害補償責任共済基金」を加える。

〔松岡平市君登壇、拍手〕

○松岡平市君 ただいま議題となりました新市町村建設促進法案について、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

町村合併促進法の制定以来、町村合併の事業は大体順調に進歩し、二年数カ月の間に計画の八割五分を達成し、今や大勢は町村合併から新市町村建設の段階に入り、町村合併促進法もいよいよこの九月末限りで三年の有効期間が終ることになりますので、この際、道府県の協力、援助の措置を定めることにより新市町村の建設を促進し、その健全な発展の基礎を固めんとするのが本法立法の趣旨であります。

法案内容の大体は、新市町村は、その地域の自然的、経済的文化的その他の条件に即して総合的に建設を進めることを基本方針として、その一体性を確立し、組織及び運営の合理化をはかり、健全な財政運営に努め、建設を計画的かつ効率的に進めるべき旨を明らかにすること。新市町村建設計画の実施の促進に関する協定を定め、特に国との協力援助に関する措置を定め、特に国は日本電信電話公社の行う電話の加入

区域の変更等に必要な資金の融通について配慮すべきものとすること。新市

町村建設計画の実施を促進するため、地方法中の条件等について諸法律の特例を定めること。町村合併に伴う争論の処理及び未合併町村の合併の推進に関する特例を、国有林野払い下げの場合の特別補正、国有林野払い下げの場

合の条件等について諸法律の特例を定めること。町村合併に伴う争論の処理及び未合併町村の合併の推進に関する特例を、人口五万未満の市が町村を編入した町村合併について、人口十五万未満、現行は十万未満であります、の市について、町村合併促進法の規定を準用すること。本法は公布の日から施行し、五ヵ年内に限り努力を有するこ

と等を定めるものであります。

地方行政委員会におきましては、三月二十日、政府側より提案理由の説明を開いた後、数回の委員会において関係当局との間に質疑応答を重ね、慎重審議を行いましたが、その詳細については会議録によつてごらんを願いたい

のであります。

四月二十日、討論に入りましたが、討論に先立ち、委員会全員の意思に基づいて便宜委員長より修正案を議題に供しました。

修正案の要点は、國は国有林野整備臨時措置法の規定により国有林野の売

り払いを受けた市町村が新市町村となつた場合のほか、同法の規定により

売り払いを受けた林野が町村合併によ

り新市町村に引き継がれた場合におい

ても、第二十五条第二項に規定する新

しい売り払いの条件に準じて前の売り

（地方税法の一部改正）

第十五条 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次

のように改正する。

第七十二条の五第一項第四号中「町村職員恩給組合連合会」の下に「消防団員等公務災害補償責任共済基金」を加える。

〔松岡平市君登壇、拍手〕

○松岡平市君 ただいま議題となりま

した新市町村建設促進法案につ

いて、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

町村合併促進法の制定以来、町村合併の事業は大体順調に進歩し、二年数

カ月の間に計画の八割五分を達成し、今や大勢は町村合併から新市町村建設の段階に入り、町村合併促進法もいよいよこの九月末限りで三年の有効期間が終ることになりますので、この際、道府県の協力、援助の措置を定めるこ

とにより新市町村の建設を促進し、そ

の健全な発展の基礎を固めんとするの

が本法立法の趣旨であります。

法案内容の大体は、新市町村は、そ

の地域の自然的、経済的文化的その他の条件に即して総合的に建設を進める

ことを基本方針として、その一体性を確立し、組織及び運営の合理化をはかり、健全な財政運営に努め、建設を計画的かつ効率的に進めるべき旨を明らかにすること。新市町村建設計画の実施の促進に関する協定を定め、特に国との協力援助に関する措置を定めること。新市町村建設促進法の趣旨を実現

し、新市町村の健全な育成を期する

ことは各省各局の積極的協力が根本で

あるにかんがみ、政府は、本法に規

定する各般の措置については格段の

配慮をなし、実施上遺憾なきを期す

べきこと、第四に、市町村が行う補償の

内容を向上させ、不均衡を是正する等

のため消防組織法及び消防法の一部を

払いの条件を改めることができるものとすること。昭和三十一年四月一日から同年九月三十日までの間に行われた町村合併により設置され、または他の方債、不均一課税、地方交付税算定の場

合の特別補正、国有林野払い下げの場合の条件等について諸法律の特例を定めること。町村合併に伴う争論の処理及び未合併町村の合併の推進に関する特例を、人口五万未満の市が町村を編入した新市町村について、人口十五万未満、現行は十万未満であります、の市について、町村合併促進法の規定を準用すること。本法は公布の日から施行し、五ヵ年内に限り努力を有するものとして、こ

れらの市町村が改正前の町村合併促進法によって受け得べき起債の特例の期間を保証すること。町村合併促進法施行前に合併した新市町村で、同法第三十四条の適用または準用を受けるものについては同条の規定により新市町村建設計画を定めた日の属する年度及びこれに統く五ヵ年度は、地方交付税の計算につき改正前の同法第十五条の例により算定した額を保証すること。

その他の幾か条にわたり、町村合併促進法と本法制定の趣旨にかんがみ、所要の改正を加えること等であります。これまで会議録によつてごらんを願いたいとあります。

右決議する。

以上であります。

新市町村建設計画の実施上必要と認められる国有財産、特に国有

林野の払い下げは積極的に行うちもとのとし、その払い下げ条件は市町村の実情に即するよう定めること。

一方的計画に基き、これを強行するようなことを避けること。

新市町村建設計画の実施上必要と認められる国有財産、特に国有

林野の払い下げは積極的に行うちもとのとし、その払い下げ条件は市町村の実情に即するよう定めること。

一方的計画に基き、これを強行する

こと。

新市町村建設計画の実施上必要と認められる国有財産、特に国有

林野の払い下げは積極的に行うちもとのとし、その払い下げ条件は市町村の実情に即するよう定めること。

改正して、市町村が定める条例に一定の基準を与えること等を定めるものであります。

地方行政委員会におきましては、四月五日、政府当局より提案理由の説明を開いた後、数回にわたり関係当局と

間に質疑応答を重ね、慎重審査を行いましたが、その詳細については会議録によつてごらんを願うこととし、その中で主要な問題点と見られる「一、三の事項について簡単に申し上げますと、

まず第一に、本法案中にうたわれている国庫補助金については、大蔵國務大臣より、「政府としては本年度内に四千万円程度の予算措置をする」旨を言明され、第二に「市町村の掛金と基金の市町村に対する支払いとの関係につ

いては、第九条の契約締結は義務ではなく、制度上の原則を宣言したものであり、基金の健全な運営を確保するためには、政令、定款等の内容に、市町村の掛金の額及び掛金の支払いは年度を単位として定めること、基金の支払いは納期までに掛金を支払った市町村の当該年度内に起つた事故について責任を負うが、納期以後に掛金を支払った市町村については、当該市町村の掛

金を支払った日以後の事故についてのみ支払いを行うこと、おくれて契約を結ぶ市町村は、当該市町村が当初から契約を結んだものとみなして、支払べきであった掛け金の全額に相当する金額を支払わなければ基金からの支払いは行われない、この場合においても右

支払いの日前に発生した事故については、基金はさかのばって支払いを行わぬこと等の諸点を明らかにしたい旨の答弁があり、第三に、「基金の役

員について、いわゆる天下り人事のおそれがないか」との質問に対しては、「さような弊に陥らないよう十分注意する」旨の答弁がありました。

かくて四月二十日、討論に入りましたが、討論に先立ち、委員会全員の意

思に基いて、便宜委員長より、次の修

正案を議題に供しました。

修正案の内容は、基金の理事長また

は理事は監事を兼ねることができない

ことになつておるが、常務理事に対し

ても、理事長または理事と同様に監事との兼任を禁止せんとするものであ

ります。

討論においては、伊能委員より、要

望として、「この基金に対する国庫補

助については、予算に計上されていないが、政府の明確を信頼すること、水防団員に均霑するような法的措置をと

ること、基金の事務費を最小限度にと

りること、基金を一括して議題とするこ

とに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

以上、両案を一括して議題とするこ

とをもつて可決すべきものと決定いたしました。よつて本法案は、全会一致をもつて修正議決すべきものと決定した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○謹長(松野鶴平君) 別に御発言もな

ければ、これより両案の採決をいたし

ます。

両案全部を問題に供します。委員長

〔賛成者起立〕

○謹長(松野鶴平君) 参事に報告させます。

〔参事朗読〕

本日委員長から左の報告書を提出し

た。

地方税法の一部を改正する法律案可

決報告書

国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律案(いすれも内閣提出)

○謹長(松野鶴平君) この際、日程に追加して、地方税法の一部を改正する法律案

地方税法の一部を改正する法律案
地方税法の一部を改正する法律案

目次中「第二款 徵収(第八十六条—第九十八条)」を「第二款 賦課及び徵収(第八十六条—第九十八条)」に改正する。

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のよ

うに改正する。

第四章 目的税

第一節 軽油引取税

第一款 徵収(第七百条—第七百条の九)

第二款 徵収(第七百条の十—第七百条の三十四)

第三款 更正、決定等に関する救済(第七百条の三十五)

第四款 督促及び滞納処分(第七百条の三十六—第七百条の四十一)

第五款 犯則取締(第七百条の四十二—第七百条の四十九)

第六款 使途等(第七百条の四十九—第七百条の五十)

第二節 都市計画税(第七百一条—第七百一条の七)

第三節 水利地益税等(第七百二条—第七百三十三条)

地方税法の一部を改正する法律案
地方税法の一部を改正する法律案

目次中「第二款 徵収(第八十六条—第九十八条)」を「第二款 賦課及び徵収(第八十六条—第九十八条)」に改正する。

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のよ

うに改正する。

第四章 目的税

第一節 軽油引取税

第一款 徵収(第七百条—第七百条の九)

第二款 徵収(第七百条の十—第七百条の三十四)

第三款 更正、決定等に関する救済(第七百条の三十五)

第四款 督促及び滞納処分(第七百条の三十六—第七百条の四十一)

第五款 犯則取締(第七百条の四十二—第七百条の四十九)

第六款 使途等(第七百条の四十九—第七百条の五十)

第二節 都市計画税(第七百一条—第七百一条の七)

第三節 水利地益税等(第七百二条—第七百三十三条)

「通知を受けた日とする。」を「通知又は徵稅令書の交付を受けた日とする。」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 娛樂施設利用稅の賦課を受けた者は、その賦課について違法又は錯誤があると認める場合においては、徵稅令書の交付を受けた日から三十日以内に道府県知事に異議の申立てをすることができる。

第一百条第一項並びに第二百三条第一項及び第二項中「又は納稅者」を、申告納稅者又は納稅者に改め、同条第三項中「又は納稅者」を、「申告納稅者者又は納稅者」に、「若しくは納稅者」と、申告納稅者若しくは納稅者に改める。

第二百四十四条の二中「宿泊」の下に「並びにその他の利用行為」を加える。

第二百二十二条の次に次の二条を加える。

(遊興飲食稅に係る徵收猶予)

第二百二十二条の二 道府県知事は、第十六条の二の規定による場合のほか、遊興飲食稅の特別徵收義務者が料金及び遊興飲食稅の全部又は一部を当該道府県の条例で定める納期限までに受け取ることができなかつたことにより、その納入すべき遊興飲食稅に係る地方團体の徵收金の全部又は一部を納入することができないと認める場合においては、当該特別徵收義務者の申請により、その納入する

2 第十六条の三（第二項を除く。）及び第十六条の四の規定は、道府県知事が前項の規定によつて徴収猶予をする場合について準用する。

この場合において、第十六条の三第一項中「前条第一項」とあるのは、「第百二十二条の二第一項」と、同条第四項中「前条」とあるのは、「百第六十二条の二第一項」と、第十六条の二第一項」とあるのは、「第百二十二条の二第一項」と、同条第五項中「第十六条の二又は第十六条の六」とあるのは、「第百二十二条の二第一項」と、同条第六項中「第十六条の二又は第十六条の六」とあるのは、「第百二十二条の二第一項」と、同条第七項中「第十六条の二又は第十六条の六」とあるのは、「第百二十二条の二第一項」として、道府県知事は、第一項の規定によつて徴収猶予をした場合においては、その徴収猶予をした税額に係る延滞金額及び延滞附加算金額中当該徴収猶予をした期間に対応する部分の金額を免除するものとする。

（遊興飲食税の徴収不能額等の還付又は納入義務の免除）

3 第百二十二条の三 道府県知事は、
遊興飲食税の特別徴収義務者が料金及び遊興飲食税の全部又は一部を受け取ることができなくなつたことについて正当な理由があると認める場合又は徴収した遊興飲食税額を失つたことにつれて天災その他避けることのできない理由が

あるものと認める場合においては、当該特別徴収義務者の申請により、その遊興飲食税額がすでに納入され、しているときはこれに相当する額を還付し、前条の規定によつて徴収猶予をしているとき、その他のないときはその納入の義務を免除するものとする。

2 道府県知事は、前項の規定による申請を受理した場合においては、同項に規定する措置を採るかどうかについて、その申請を受理した日から六十日以内に特別徴収義務者に通知しなければならない。

3 特別徴収義務者は、前項の規定による通知に係る措置に不服がある場合には、当該通知を受けた日から、同項の規定による通知が同項に規定する期間内にない場合にあつては当該期間が経過した日から、それぞれ三十日以内に道府県知事に異議の申立をすることができる。

4 前項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならない。

5 第三項の規定による異議の申立に対する道府県知事の決定は、その申立を受理した日から三十日以内にしなければならない。

6 異議の決定は、文書をもつてし、理由をつけて異議の申立をした者に交付しなければならない。

7 異議の申立に関する書類を郵便で送り、郵便通送の日数は、第三項の期間に算入しない。

四 市町村内に寮等を有する法人
で当該市町村内に事務所又は事業所を有しないもの及び市町村で
内に事務所・事業所又は寮等を有する法人
する法人でない社団又は財團で
代表者又は管理人の定あるもの
第三百条中「事務所又は事業所」を
くは事業所を「事務所・事業所若しくは寮等」に改める。
第三百四条中「第四十六条第七項」
を「第四十四条第七項」に改める。
第三百十二条第四項中「事務所又
は事業所」を「事務所・事業所又は寮
等」に改める。

めることにより、あらかじめ、当該軽油に係る免税証を交付した道府県知事にその旨を届け出、その承認を受けなければならぬ。

4 何人も、譲渡について前項の承認のなかつた軽油を譲り受けはならない。

(軽油引取税の課税免除)

第七百条の五 道府県は、次の各号に掲げる軽油の引取に対しては、第七百条の十一第四項の規定による道府県知事の承認があつた場合に限り、軽油引取税を課さないものとする。

二 特約業者からの引取で当該特約業者が他の特約業者から引取を行つた軽油に係るもの

三 前号に掲げるもののほか、すでに引取について軽油引取税を課された軽油に係る引取

第七百条の六 道府県は、次の各号に掲げる軽油の引取に対しては、第七百条の十五第一項の規定による道府県知事の承認があつた場合に限り、軽油引取税を課さないものとする。

一 軽油の引取で本邦からの輸出として行われたもの

二 特約業者からの引取で当該特約業者が他の特約業者から引取を行つた軽油に係るもの

三 前号に掲げるもののほか、す

五 陶磁器製造業その他の政令で定める事業を営む者が陶磁器の製造工程における焼成の用途その他政令で定める用途に供する軽油の引取

(軽油引取税の税率)

第七百条の七 軽油引取税の税率は、軽油一キロリットルにつき、六千円とする。

(軽油引取税に係る徴税吏員の質問検査権)

第七百条の八 道府県の徴税吏員は、軽油引取税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合においては、次に掲げる者に質問し、又はその者の事業に関する帳簿書類その他の物件を検査することができる。

二 特別徴収義務者

二 納稅義務者又は納稅義務があると認められる者

三 前二号に掲げる者以外の者で当該軽油引取税の賦課徴収に関わられる者

四 前二号に掲げる者以外の者で当該軽油引取税の賦課徴収に関わる者

二 海上保安庁が航路標識法(昭和二十四年法律第九十九号)第二条の規定により設置し、及び管理する航路標識の光源用に供する軽油の引取

2 前項の場合においては、当該徴

税吏員は、軽油その他の石油製品について、必要最少限度の容量を見

するもので政令で定めるものの主たる推進機関の動力源に供する軽油の引取

耕うん機その他の政令で定める機械の動力源に供する軽油の引取

4 軽油引取税に係る滞納処分に関する調査については、第一項の規定にかかわらず、第七百条の三十八第一項の定めるところによる。

5 第一項又は第二項に規定する当該徴税吏員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(軽油引取税に係る検査否等に關する罪)

第七百条の九 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 前条第一項の規定による帳簿書類その他の物件の検査又は同条第二項の規定による採取を拒み、妨げ、又は忌避した者

二 前条第一項の帳簿書類で虚偽の記載をしたもの提示した者

三 前条第一項の規定による徴税吏員の質問に対し、答弁をしない者又は虚偽の答弁をした者

四 前二号に掲げる者に金銭又は物品を給付する義務があると認められる者

五 前二号に掲げる者以外の者で当該軽油引取税の賦課徴収に関する権利を有する者

六 前二号に掲げる者以外の者で当該軽油引取税の賦課徴収に関する権利を有する者

七 軽油引取税の特別徴収義務者が前項の求償権に基いて訴を提起した場合においては、道府県の徴税吏員は、職務上の秘密に関する場合を除くほか、証拠の提供その他必要な援助を与えなければならない。

(軽油引取税の特別徴収義務者としての登録等)

第七百条の十二 前条第一項の規定によつて軽油引取税の特別徴収義務者として指定された者は、当該道府県の条例の定めるところによつて、その特別徴収すべき軽油引取税に係る營業所ごとに当該營業所における軽油引取税の特別徴

3 前二項の場合においては、当該徴

税吏員は、軽油引取税の特別徴収について、必要最少限度の容量を見

つけねばならない。ただし、第七百条の四の規定によつて軽油引取税を課する場合その他特別の必要がある場合における徴収は、申告

納付の方法によるものとする。

(軽油引取税の特別徴収の手続)

第七百条の十一 軽油引取税の特別徴収は、当該道府県の条例によつて特別徴収義務者として指定し、これに徴収させなければならない。

5 第一項の軽油引取税の特別徴収義務者は、第二項の期間について納入すべき軽油引取税額がない場合においても、第二項及び前項の規定に準じて納入申告書を提出しなければならない。

6 第二項の規定によつて納入した納入金のうち、軽油引取税の納税者が軽油引取税の特別徴収義務者に支払わなかつた税金に相当する部分については、当該特別徴収義務者は、当該納稅者に対して求償権を有する。

7 軽油引取税の特別徴収義務者が前項の求償権に基いて訴を提起した場合においては、道府県の徴税吏員は、職務上の秘密に関する場合を除くほか、証拠の提供その他必要な援助を与えなければならない。

(軽油引取税の特別徴収義務者としての登録等)

第七百条の十二 前条第一項の規定によつて軽油引取税の特別徴収義務者として指定された者は、当該道府県の条例の定めるところによつて、その特別徴収すべき軽油引

取税に係る營業所ごとに当該營業所における軽油引取税の特別徴

2 事に申請しなければならない。

2 道府県知事は、前項の登録の申請を受理した場合においては、その申請をした者に対し、当該道府県の条例の定めるところによつて、その者が軽油引取税を徴収すべき義務を課せられた者であることを証する証票を交付しなければならない。

3 前項の証票の交付を受けた者は、これを営業所の公衆の見易い箇所に掲示しなければならない。

4 第二項の証票は、他人に貸し付け、又は譲り渡してはならない。

5 第二項の証票の交付を受けた者は、営業所における軽油引取税の特別徴収の義務が消滅した場合においては、その消滅した日から十日以内にその証票を道府県知事に返さなければならない。

(軽油引取税の特別徴収義務者の登録等に関する罪)

第二百八十三条の十三 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 前条第一項の規定による登録の申請をしなかつた者

二 前条第三項から第五項までの規定の一に違反した者

法人的代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に對し、同項の刑を科する。

(軽油引取税の申告納付の手続)
第七百条の十四 第七百条の十とし書の規定によつて軽油引取税といふ申告納付すべき納税者(納税者といふ。以下軽油引取税について同じ。)は、次の各号に定めるところによつて申告した税額をそれだけ道府県に納付しなければならぬ。
一 第七百条の四第一項第一号、
第二号又は第五号に掲げる者にあつては、毎月十五日までに、前月の初日から末日までの間におこる当該消費又は譲渡に係る軽油引取税の課税標準量、税率その他の当該道府県の条例で定める事項を記載した申告書を当該納税者の当該消費又は譲渡について直接関係を有する事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出すること。
二 第七百条の四第一項第三号又は第四号に掲げる者にあつては、当該消費又は譲渡をした日から十五日以内に当該消費又は譲渡に係る軽油引取税の課税標準量、税率その他当該道府県の条例で定める事項を記載した申告書を当該軽油に係る免稅証を交付した道府県知事に提出すること。
(軽油引取税に係る免稅の手続)
第七百条の十五 第七百条の六各号に掲げる用途に供するため、同条の規定によつてその引取についての引取を行おうとする同条各号に

(iii) 握ける者(以下「免稅輕油使用者」という。)は、政令で定めるところにより、免稅輕油の数量、免稅輕油の引取を行おうとする販売業者名又は名称その他必要な事項を記載した申請書を当該免稅輕油使用者の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出して免稅證の交付を受け、その免稅證を輕油の引取税の特別徵收義務者に提出しなければならない。ただし、免稅輕油使用者は、特別の事情によりこれにより難い場合にあっては、政令で定めるところにより、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に又は事業所所在地の道府県知事に免稅證の交付を申請することができる。

2 道府県知事は、前項の申請があつた場合において、免稅輕油使用者が引取を行おうとする輕油の数量がその用途及び使用期間に照らし、適當なものであると認めたときは、免稅證を交付しなければならない。免稅證には、免稅輕油の数量、有効期間並びに免稅輕油使用者が申請書に記載した販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称を記載するものとし、その様式は、経理府令で定める。

3 免稅輕油の引取は、免稅證に記載された販売業者から行うものとする。ただし、船舶の使用者等が当該販売業者の事務所又は事業所所在地以外の地において輕油の引取を行う必要が生じたことその他やむを得ない理由がある場合にお

4 免税軽油使用者が免税証を軽油の引取の特例徵収義務者に行うべき事務所又は事務所所在の道府県の条例の定めるところにより、他の販売業者からなる税軽油の引取を行うことができる。

5 免税軽油使用者が当該道府県以外の道府県に事務所又は事業所がある所在する販売業者から当該免税証の交付を申請したときは、当該道府県知事は、遅滞なく、政令で定めるところにより、当該免税証に記載された数量その他必要な事項を当該道府県知事に通知しなければならない。

(免税証の不正受給による免税軽油の引取に関する罪等)

第七百条の十六 詐偽その他不正の行為によつて免税証の交付を受け、免税軽油の引取を行つた者は、三年以下の懲役若しくは百万元以下の罰金若しくは科料に処し、又は懲役及び罰金を併科する。

2 法人の代理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関する

3 第一項の場合においては、道府県は、当該軽油の引取を軽油引取り税の特別徴収義務者から軽油の引取とみなし、直ちに、普通徴収の例により、軽油引取税を徴収するものとする。この場合における軽油引取税の課税標準量は、第七百条の十一第三項の規定にかかるらず、当該犯罪に係る軽油の数量のうち、軽油引取税の特別徴収義務者が徴収すべき軽油引取税に係る軽油の数量とする。

(免税証の受取義務)

第七百条の十七 軽油引取税の特別徴収義務者は、免税証を提出して免税軽油の引取を行おうとする者に対する免税軽油の引渡をする場合においては、当該免税証を受け取らなければならない。

(免税証の譲渡の禁止に関する罪等)

第七百条の十九 前条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2 前条の規定に違反して免税証を譲り受け、免税軽油の引取を行つた者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金若しくは科料に処し、又は懲役及び罰金併科す

しない場合又は繰上徵収のための納期限変更告知書を受けた者がこれに定められた納期限までに納入金若しくは税金を完納しない場合においては、道府県の徵稅吏員は、当該道府県の条例で定める期限までに、國稅徵收法の規定による滞納処分の例によつて、これを処分しなければならない。

2 前項の規定による処分に不服がある者は、その処分を受けた日から三十日以内に道府県知事に異議の申立をすることができる。

3 前項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならない。

4 第二項の規定による異議の申立に対する道府県知事の決定は、その申立を受理した日から六十日以内にしなければならない。

5 異議の決定は、文書をもつてし、理由をつけて異議の申立をした者に交付しなければならない。

6 異議の申立に関する書類を郵便をもつて差し出す場合においては、郵便遅延の日数は、第二項の期間に算入しない。

7 異議の決定に不服がある者は、裁判所に出訴することができる。第一項の規定による処分は、当該道府県の区域外においても行うことができる。

8 第二項の規定による異議の申立又は第七項の規定による出訴があつても、処分の執行は、停止しなない。ただし、道府県知事は、職権に基いて、又は関係人の請求によつて必要があると認める場合においては、その執行を停止することができる。

(輕油引取税に係る滞納処分に関する罪) 第七百条の三十九 輕油引取税の特

別徴収義務者又は納税者は、滞納処分の執行を受ける前に当該処分の執行の執行を免かれる目的で財産を隠匿し、損壊し、道府県の不利益に処分し、又は財産の負担を虚偽に増加する行為をして当該処分の執行を受けた場合には、三年以下の懲役若しくは二十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。当該処分の執行を受けた後その執行を免かれる目的でこれらの行為を行った場合においても、また、同様とする。

2 軽油引取税の特別徴収義務者又は納税者の財産を占有する第三者が当該特別徴収義務者又は納税者に滞納処分の執行を免かれさせる目的で前項に規定する行為をした場合には、當該特別徴収義務者又は納税者に対する滞納処分の執行の前後を区別して、同項の例によつて、懲役若しくは罰金の刑に処し、又はこれを併科する。

3 軽油引取税の特別徴収義務者又は納税者に対する滞納処分の執行の前の前に情を知つて第一項に規定する行為について当該特別徴収義務者若しくは納税者又はその財産を占有する第三者的相手方となつた者は、当該滞納処分の執行があつた場合には、二年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。滞納処分の執行があつた後情を知つて第一項に規定する行為について、当該特別徴収義務者若しくは納税者は、その財産を占有する第三者的相手方となつた者も、また、同様とする。

4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業

者がその法人又は人の業務又は財産に關して前三項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に對し、当該各項の罰金刑を科する。
（国税徴収法の例による軽油引取税に係る滞納処分に關する検査拒否の罪）

第七百条の四十 第七百条の三十八
第一項の場合において、国税徴収法第二十一条ノ三第二項の規定の例によつて行う道府県の徴税吏員の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に關して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の刑を科する。
（軽油引取税に係る交付要求）

第七百条の四十一 軽油引取税の特別徴収義務者又は納稅者が次の各号の一に該當する場合においては、道府県の徴税吏員は、当該行政機関、地方団体、執行裁判所、執行吏、強制管理人、破産管財人、清算人又は限定期認をした相続人に対して、軽油引取税に係る地方団体の徴収金の交付を求めなければならぬ。ただし、他に差し押えるべき財産がある場合においては、直ちにこれを差し押えることができる。
一 国税、地方税その他の公課について滞納処分を受けたとき。
二 強制執行を受けるとき。
三 破産の宣告を受けたとき。
四 錫壳の開始があつたとき。
五 法人が解散したとき。

(輕油引取税に係る延滞加算金)
第七百条の四十二 道府県の徴税吏員は、督促状を発した場合においては、輕油引取税に係る納入金額又は税額が百円以上あるときは百円(百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる)について、督促状の指定期限の翌日から納入金又は税金完納の日までの日々数によつて計算した延滞加算金額を加算して徴収しなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合及び延滞加算金額が十円未満である場合においては、これを徴収しない。
一 繰上徴収をするとき。
二 監督状の指定期限までに納入金又は税額を完納しなかつたことについて、交通のと絶その他やむを得ない理由があると認めるととき。
前項の延滞加算金額は、納入金額又は税額の百分の五をこえることができない。

第五款 犯則取締
(軽油引取税に係る犯則事件に関する国税犯則取締法の準用)
第七百条の四十三 軽油引取税に係る犯則事件については、国税犯則取締法の規定(第十九条ノ一及び第二十二条の規定を除く)を準用する。
第七百条の四十四 前条の場合において、国税局長の職務は道府県知事が、税務署長の職務は道府県知事又は当該道府県の条例で設置する支厅、地方事務所若しくは税務

に關する事務所の長がそれぞれ行うものとする。この場合によつて、道府県知事は、軽油引取税の職務を道府県知事がその職務を定めて指定する道府県の徵稅吏員の職務を行ふものとする。この場合によつて、道府県知事は、軽油引取税に関する犯則事件が道府県知事による職務を行ふ区域外において發見された場合に限り、稅務署長の職務を行ふ者から該務を行なうことができる。

第七百条の四十五 第七百条の四十六 第七百条の四十七 第七百条の四十八 第七百条の四十九

三の場合において、軽油引取税に関する犯則事件は、間接國稅に關する犯則事件とする。

第七百条の四十九 第七百条の五十 第七百条の五十一 第七百条の五十二 第七百条の五十三

三の場合において、國稅犯則取締法による通報处分によつて納付された金銭その他の物品は、當該道府県の取扱いとする。

(國稅犯則取締法を準用する軽油引取税に係る犯則事件に關する検査拒否の罪)

第七百条の四十八 第七百条の四十九

三の場合において、第七百条の四十六の規定によつて間接國稅に關する犯則事件とされる軽油引取税に係る犯則事件に關する犯則事件について、國稅犯則取締法第一条第一項の稅收官吏の職務を行ふ第七百条の四十三の道府県の徵稅吏員の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、二万円以下の罰金に處する。

2 法人の代表者は又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業

び国民健康保険税(以下「水利地益税、共同施設税及
目的税」を「水利地益税、共同施設税及
目的税額」を「水利地益税等の税額」といふ。)に改める。
第七百五十三条から第七百三十三条まで中「目的税」を「水利地益税等」に、
「目的税額」を「水利地益税等の税額」と改める。
第七百三十六条第六項中「第三百十一条」を「第三百十条及び第三百一十二条」に改める。
第七百四十三条に次の二項を加える。
3 道府県知事は、第一項の規定によつて償却資産の価格等を決定した場合においては、總理府令の定めるところによつてその結果の概要調査を作成し、毎年四月中にこれを自治府長官に送付しなければならない。

事業税に關する部分にあつては昭和三十一年三月三十一日までに終了する事業年度から後の分から、自動車税、個人の市町村民税の特別徴収及び固定資産税に關する部分にあつては昭和三十一年度分から適用する。

(過誤納に係る地方団体の徴収金の充当の規定の適用)

第三条 新法第十七条第二項及び第四十七条第一項の規定は、この法律(附則第一条ただし書に係る部分を除く。以下附則第五条において同じ。)の施行の日前の過納又は誤納に係る地方団体の徴収金についても適用する。

(事業税に關する規定の適用)

第四条 新法第七十二条の十四第六項第三号の規定は、昭和三十一年三月三十一日の属する事業年度分の事業税から適用する。

(遊興飲食税の徴収猶予等に関する規定の適用)

第五条 新法第一百二十二条の二及び第一百二十二条の三の規定は、この法律の施行の日以後における遊興、飲食及び宿泊並びにその他の利用行為(地方税法第一百十三条第一項に規定するその他の利用行為をいう。)に対して課すべき遊興飲食税から適用する。

(市町村民税に關する規定の適用)

第六条 昭和三十一年度分の市町村民税に限り、新法第三百十条第一項の表を適用する場合における市町村の人口は、昭和三十一年三月三十一日までの間に昭和三十年国勢調査の結果が官報に公示されたときは、同条第三項本文の規定にかかわらず、当該公示に係る人口によるものとする。

(固定資産税に関する規定の適用)
第七条 昭和三十一年度分の固定資産税に限り、日本放送協会の所有する固定資産で新法第三百四十九条の三第八項の規定の適用を受けたるもの（以下「日本放送協会の固定資産」といふ。）に対し課する固定資産税については、同項中「二分の一」とあるのは「四分の一」とし、日本放送協会の固定資産及び日本中央競馬会の所有する固定資産のうちこの法律による改正前の地方税法第三百四十八条第二項第十七号に掲げるもの（以下「日本中央競馬会の固定資産」といふ。）に対し課する固定資産税については、新法第三百六十二条中「四月、七月、十二月及び二月中」とあるのは「昭和三十一年十二月及び昭和三十二年二月中」と、新法第三百八十九条第一項各号列記以外の部分中「毎年二月末日」とあるのは「昭和三十一年十一月三十日」と、新法第三百九十四条规定中「一月三十一日」とあるのは「昭和三十一年八月三十一日」と、新法第四百十条中「毎年二月末日」とあるのは「昭和三十一年十一月三十日」と、新法第四百八十九条第一項各号列記以外の部分中「毎年四月中」とあるのは「昭和三十一年一月中」とあるのは「昭和三十一年四月中」とあるのは「昭和三十一年一月中」と読み替えるものとする。

等を決定した場合においては、新法第四百十五条の規定による固定資産課税台帳の綱覽に代えて、選避なく、その価格等を当該固定資産の所有者に通知しなければならない。この場合においては、新法第四百七十七条第一項中「第四百五十四条第一項の規定によつて固定資産課税台帳を綱覽に供した日以後において固定資産の価格等の登録がなされていないこと又は登録された価格等」とあるのは「固定資産の価格等の通知をした日以後において当該通知に係る価格等」と、新法第四百三十二条中「第四百五十五条第一項（第四百十九条第三項の場合を含む。）の綱覽期間の初日からその末日後十日までの間に昭和三十年三月三十一日までの間に昭和三十年国勢調査の結果が官報に公示されたときは、同条第五項本文の規定にかかわらず、当該公示に係る人口によるものとする。

（電気ガス税に関する規定の適用）

第十一条 新法第四百八十九条第五項及び第六項の規定は、昭和三十二年四月一日以後において使用する電気又はガスに対し課する電気ガス税から適用する。

（軽油引取税に関する規定の適用）

第十二条 新法第七百条の二第一項の規定による元売業者の指定、新法第七百条の十規定による軽油引取税の特別徵収義務者の指定、新法第七百条の十二第一項及び第二項及び第二項の規定による

軽油引取税の特別徵収義務者の登録及び証票の交付、新法第七百条の十五第一項及び第二項の規定による免稅証の交付並びに新法第七百条の二十五の規定による自治官員の質問、検査又は採取は、軽油引取税に關する部分の施行の日前においても行うことができる。この場合には、新法第七百条の十三第一項第一号及び第二項、第七百条の十八、第七百条の十九第一項及び第三項並びに第七百条の二十六の規定の適用があるものとする。

第十二条 この法律中軽油引取税に関する部分の施行の際、新法第七百条の十一第一項に規定する軽油引取税の特別徵収義務者でない販売業者が一キロリットル以上の軽油を所持している場合においては、当該販売業者が、当該部分の施行の日に、特約業者から軽油の引取を行つたものとみなし、新法の規定を適用する。

第十三条 前条の場合においては、軽油引取税の徵収は、申告納付の方法によるものとし、当該販売業者は、この法律中軽油引取税に関する部分の施行の日から起算して十五日以内に、前条の規定により特約業者から行つた引取とみなされる軽油の所持に係る軽油引取税の課税標準量、税額その他当該道府県の条例で定める事項を記載した申告書を当該販売業者の事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出し、及びその申告した税額を当該道府県に納付しなければならない。道府県知事は、前項の場合においては、軽油引取税の税額が政令で定める額をこえるときは、政令で定めるところにより、当該販売業者の申請により、当該税額のうち當

該政令で定める額をこえる部分について、三月以内の期間を限つて徴収猶予をすることがある。この場合において、必要があると認めるときは、道府県知事は、当該販売業者から担保を徴することができる。

第十四条 改正前の地方税法の規定に基いて課し、又は課すべきであつた地方税の取扱い

第七条中「及産業組合法第十一条ノ五」を「並ニ産業組合法第六条ノ二及第十一条ノ五」に改める。
(日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律(一部改正))
第十八条 日本国とアメリカ合衆国との間の間に本件を草めたる第三条に基く

合衆国軍隊が日本国において所有し、若しくは使用する財産又はその移転等による雇用により受けける所得	合衆国軍隊の構成員等が合衆国軍隊における勤務又は合衆国軍隊若しくは軍人用販売機關による雇用により受けける所得	合衆国軍隊の構成員等が当該構成員等として一時に日本国に居住するためのみ日本国において所有し、若しくは使用する動産、投資若しくは事業を行うために所有する財産又は日本国において登録された無体財産を除くものに付する当該を除くもの
合衆国軍隊の構成員等が当該構成員等として一時に日本国に居住するためのみ日本国において所有し、若しくは使用する動産、投資若しくは事業を行うために所有する財産又は日本国において登録された無体財産を除くものに付する当該を除くもの	合衆国軍隊の構成員等が当該構成員等として一時に日本国に居住するためのみ日本国において所有し、若しくは使用する動産、投資若しくは事業を行うために所有する財産又は日本国において登録された無体財産を除くものに付する当該を除くもの	合衆国軍隊の構成員等が当該構成員等として一時に日本国に居住するためのみ日本国において所有し、若しくは使用する動産、投資若しくは事業を行うために所有する財産又は日本国において登録された無体財産を除くものに付する当該を除くもの

普通法外
法定普通

12

六項まで及び第十六条の四第二項から第五項までの規定は、前項の規定によつて徵收猶予を受けた納稅者が担保を提供する場合及びその徵收猶予を受けた地方團體の徵收金を期限内に納付しない場合について準用する。この場合において、同法第十六条の三第三項中「前二項」とあるのは「地方稅法の一部を改正する法律（昭和三十一
年法律第
二項）」と、同条第六項中「第一項及び第二項」とあるのは「地方稅法の

第十五条 前十三条に定めるもののはか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。
（住宅組合法の一部改正）

第十六条 住宅組合法（大正十年法律第六十六号）の一部を次のよう
に改正する。

第十六条第二項中「第六条」を
「第六条、第六条ノ一」に改める。
（農林中央金庫法の一部改正）

第十七条 農林中央金庫法（大正十二年法律第四十二号）の一部を次
のように改正する。*

との間の安全保険条約第三条に基く行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律(昭和十七年法律第百十九号)の一部を次のように改正する。

第三条の表中「宿泊」の下に並びにその他の利用行為(地方税法第一百十三条第一項に規定するその他利用行為をいう。以下同じ。)を加え、「又は宿泊する者」を「宿泊し、又はその他の利用行為をする者」と、「固定資産税」を「固定資産税及び都市計画税」に、

第二項」と、同法第十六条の四第一項中「第十六条の二の規定によつて徴収猶予を受けた者がその徴収猶予を受けた地方団体の徴収金を期限内に納付せず、若しくは納入しない場合又は前項の規定によつて徴収する場合は『地方税法の一部を改正する法律附則第十三条第二項の規定による徴収猶予を受けた者がその徴収猶予を受けた地方団体の徴収金を期限内に納付しない場合』と、同条第四項及び第五項中第十六条の二とあるのは「地方税法の一部を改正する法律附則第十三条第二項」と読み替えるものとする。

			合衆国軍隊
合衆國軍隊が日本国において所有し、若しくは使用する財産又はその移転等による雇用に因り受ける所得	合衆国軍隊の構成員等が合衆国軍隊における勤務又は合衆国軍隊若しくは軍人用販売機関等による雇用に因り受ける所得	合衆國軍隊の構成員等が当該構成員等として一時的に日本国に居住するための日本国において所有し、若しくは使用する動産(投資資本若しくは事業を行るために無体財産)又は日本国において登録された無体財産権を除く)又はこれらの者相互の間における当該動産の移転	合衆國軍隊の構成員等が当該構成員等として一時的に日本国に居住するための日本国において所有し、若しくは使用する動産(投資資本若しくは事業を行ために所用する財産又は日本国において登録された無体財産権を除く)又は合衆国軍隊の構成員等若しくは軍人用販売機関等への移転で合衆国軍隊の権限のある機関の証明があるもの
軍人用販売機関等が合衆国軍隊の構成員等及び契約者の利用に供するために行う商品の販売及び役務の提供	軍人用販売機関等	法外普通税	合衆國軍隊

(地方税法の一部を改正する法律
の一部改正)
第十九条 地方税法の一部を改正す
改める。

合衆国軍隊又は合衆国軍隊の公認調達機関が、
合衆国軍隊の用に供する軽油の引取

契約者	調査隊及び衆生軍機関公認臣隊
取扱税油引	

(地方税法の一部を改正する法律
の一部改正) 改める。

十九条 地方税法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第九十号)の一部を次のように改正する。

附則中第五十三項を第五十五項とし、第三十八項から第五十二項までを二項ずつ繰り下げ、附則第一項を附則第三十九項として、附則第十七項から第三十六項までを二項ずつ繰り下げ、附則第十六項を附則第十七項とし、同項の次に次の一項を加える。

18 昭和二十九年一月一日の属する事業年度の直前の事業年度以前の事業年度分の事業税については、当該事業税の計算の基礎

第　二　号。附則第一条たゞし書に係る部分を除く。の施行の日以後において法人税法第二十九条若しくは第三十一条の規定による更正又は同法第二十四条の規定による修正申告があつたことにより、当該法人の法人税の課税標準が増加し、又は減少したときは、地方税法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第二百二号）附則第二項及び地方税法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第三百二号）附則第二項の規定にかかるわらず、当該増加し、又は減少した法人税の課税標準を基準として、当該事業税に係る所得及び事業税額を更正することができる。

附則第十五項中「附則第十二項」とし、「附則第十三項」に改め、同項を附則第十五項とし、附則第十一項から第十三項附則第十六項とし、附則第十四項中「附則第十二項」を「附則第十三項」に改め、同項を附則第十五項とし、附則第十一項から第十三項までを一項ずつ繰り下げる。附則第三百四十九条の三第六項に規定する船舶による運送業を行つていた法人の事業税について、從前から法人税の課税標準である所得の計算の例によつて所得の計算が行われていたものとして新法の規定を適用する。

(外航船舶による運送業に対する)
法人の事業税の特例の適用)

第二十条 前条の規定による改正後
の地方税法の一部を改正する法律
(昭和二十九年法律第九十五号)附
則第十一項の規定は、昭和二十九
年四月一日の属する事業年度以降
の事業年度分の事業税から適用す
る。

(企業資本充実のための資産再評
価等の特別措置法の一部改正)

第二十一条 企業資本充実のための
資産再評価等の特別措置法(昭和
二十九年法律第二百四十二号)の一
部を次のように改正する。

第三十三条第一項中「第四百八
条第二項(固定資産評価員による
評価)、第四百十条第一項及び第
二項(市町村長による価格の決
定)」を「第四百九条(固定資産評
価員による評価)、第四百十条(市
町村長による価格等の決定)」に、
「並びに」を「及び」に改める。

第三十四条中「三百八十三条
第一項」を「三百八十三条」に改
める。

(日本中央競馬会法の一部改正)

第二十二条 日本中央競馬会法(昭
和二十九年法律第二百五号)の一
部を次のように改正する。

第二十七条中「百分の十一」を
「百分の十二」に改める。

(日本中央競馬会の国庫納付、金等
の臨時特例に関する法律の一部改
正)

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

国有資産等所在市町村交付金及び納付金に關する法律案
右の内閣提案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十一年四月十日
衆議院議長 益谷 秀次
參議院議長 松野鶴平殿

国有資産等所在市町村交付金及び納付金に關する法律案
国有資産等所在市町村交付金及び納付金に關する法律案

(用語の意義)

第一条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 地方公共団体 都道府県、市町村、特別区及びこれらの組合をいう。

二 公社 日本専売公社、日本国有鉄道及び日本電信電話公社をいう。

三 固定資産 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第三百四十二条第一号に規定する固定資産に該当するものをいう。

三 発電所、変電所又は送電施設の用に供する固定資産（第二百四十六条）第二条の二
有林野に係る土地

四 地方税法第三百四十三条第一項の土地又は農地で、国が買取する固定資産

し、又は収納した日から国が当該土地又は農地を他人に売り渡し、その所有権が充渡の相手方に移転するまでの間において國が所有するもの

五 国有林野法第十条第一号の部分林で地方公共団体が造林者であるものに係る土地

六 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律(昭和二十七年法律第百十号)第二条の規定により使用させている固定資産

七 前各号に掲げるもののほか、地方税法第三百四十八条第二項第一号、第三号から第六号まで、第八号から第十一号まで及び第十二号に掲げる固定資産(第二号に掲げるものを除き、住宅(もつばら人の居住の用に供する家屋をいう。以下同じ。)及び住宅の用に供する土地を除く。)

八 前各号に掲げる固定資産(第二号に掲げるものを除き、住宅(もつばら人の居住の用に供する家屋をいう。以下同じ。)及び住宅の用に供する土地を除く。)

九 前各号に掲げる固定資産のうち、病院及び診療所の用に供するもの、直接職員の教育の用に供するもの並びに前項第一号に掲げるもの及び同項第六号に掲げるものに係するもので、政令で定めるものについては、第二項の規定にかわらず、市町村納付金を納付しない。

4 公社は、その所有する固定資産のうち、病院及び診療所の用に供するもの、直接職員の教育の用に供するもの並びに前項第一号に掲げるものに係するもので、政令で定めるものについては、第二項の規定にかわらず、市町村納付金を納付しない。

若しくは「一の公社が所有する償却資産のうち第二条の規定によつて市町村交付金を交付し、又は市町村納付金を納付すべきもので一の市(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百五十五条第二項の市を除く。以下本条において同じ。)町村内に所在するものに係る固定資産のうち住宅及び住宅の十分の二、その他の住宅に係るものにあつては十分の四の額とする。

3 国又は地方公共団体が所有する固定資産に係る前項の固定資産の価格は、それぞれ国有財産法第三十二条第一項の台帳又は地方公共団体がその所有する財産について備える台帳(以下「国有財産台帳等」という。)に記載された当該固定資産の価格とする。ただし、国有財産法第四条第二項の各省各庁の長(以下「各省各庁の長」といふ。)又は地方公共団体の長が第八条又は第九条第二項の規定によつて交付金算定標準額の基礎とすべき価格を通知した固定資産(第十一項に規定する固定資産を除く。)については、当該通知に係る固定資産の価格とみなす。

（固定資産税の）税収入見込額（地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条第二項の基準税率をもつて算定した税収入見込額をいう。以下本項において同様とする。）とあるのは「市町村交付金又は市町村納付金の収入見込額（地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条第二項の基準率をもつて算定した市町村交付金又は市町村納付金の収入見込額をいう。以下本項において同様とする。）」と、「当該年度分として課することができる固定資産税の税収入見込額」とあるのは「当該年度分として交付されるべき市町村交付金又は納付されるべき市町村納付金の収入見込額」と読み替えるものとする。

町村長に通知するものとする。ただし、前年前に通知した事項に異動がないものについては、この限りでない。

(公社の価格の申告)

第七条 公社は、その所有する固定資産のうち第二条の規定によつて「市町村納付金を納付すべきもの」について、総理府令で定めるところにより、前年の三月三十一日現在において公社の財産台帳に記載された当該固定資産の価格その他他納付金額の算定に関し必要な事項を前年の十一月三十日までに自治長官に申告するものとする。

(価格の修正通知)

第八条 各省各庁の長又は地方公共団体の長は、第二条の規定によつて市町村交付金を交付すべき固定資産について、国有財産台帳等に記載された当該固定資産の価格が当該固定資産に類似する固定資産で固定資産税を課されるものに係る固定資産税の課税標準の基礎となるべき価格と著しく異なると認める場合においては、前年の十二月三十日までに、国有財産台帳等に記載された固定資産の価格と異なるべき価格として通知することができる。この場合においては、各省各庁の長又は地方公共団体の長は、当該通知に係る固定資産の価格の算定の根拠をあわせて通知しなければならない。

(価格の修正の申出等)

(価格の修正の申出等)

3 各省各庁の長又は地方公共団体

固定資産の価格の通知を受けた場合又は第十条第一項、第二項若しくは第四項の規定によつて固定資産の価格の分配の通知を受けた場合は

町村長に通知するものとする。ただし、前年間に通知した事項に異動がないものについては、この限りでない。

(価格の修正の申出等)

3 各省各庁の長又は地方公共団体の長は、第一項の申出があつた場合において、その申出について正當な理由がないと認めたため、交付金算定標準額の基礎とすべき固

4 定資産の価格を通知しないときは、その旨及びその理由を当該固定資産の所在地の市町村長に通知しなければならない。

から起算して二月以内にしなければならない。

た場合において、当該申出をした

田から起算して二用以内に第三項

き、又は当該通知に係る事項につ

いて不服があるときは、自治局長官に対してその旨を申し出る」と

がでんぱ。

けた場合において、その申出につ

いて正当な理由があると認めると
きは、各省各庁の長又は地方公共

団体の長に対してその意見を申し出ることができる。

(1) 以上の市町村にわたる固定資産の価格の配分等)

第十条 第二条第一項第一号又は第

三号に掲げる固定資産のうち、船舶その他二以上の市町村にわたつ

て使用される償却資産又は発電、
変電若しくは送電の用に供する固

定資産その他二以上の市町村にわざつて所有する固定資産につき、そ

が生ずる所の固定資産は、いわばは、当該固定資産を管理する各省各局の長又は当該固定資産を所有

卷之三

(公社の価格の申告)
第七条 公社は、その所有する固定資産のうち第二条の規定によつて市町村納付金を納付すべきものについて、総理府令で定めるところにより、前年の三月三十一日現在において公社の財産目録に記載された当該固定資産の価格その他納付金額の算定に關し必要な事項を前年の十一月三十日までに自治庁長官に申告するものとする。

(価格の修正の申出等)
第九条 市町村長は、当該市町村内に所在する各省各庁の長が管理し、又は地方公共団体が所有する固定資産で第二条の規定によつて市町村交付金を交付されるべきものについて、国有財産台帳等に価格が記載されていないものがある場合又は国有財産台帳等に記載された当該固定資産の価格若しくは前条の規定による通知に係る当該固定資産の価格が当該固定資産に類似する固定資産で固定資産税を課されるものに係る固定資産税の課税標準の基礎となるべき価格として当該固定資産を所有する地方公共団体の長に対しても、前年の十二月三十一日までに、当該固定資産を管理する各省各庁の長又は当該固定資産を所有する地方公共団体の長に対しても、その理由をつけて、交付金算定標準額の基礎とすべき価格として当該固定資産の価格と異なる価格若しくは前条の規定による通知に係る固定資産の価格を修正した価格を交付金算定標準額の基礎とすべき価格として通知すべき旨を申し出ることができる。

3 各省各庁の長又は地方公共団体の長は、第一項の申出があつた場合において、その申出について正当な理由がないと認めたため、交付金算定標準額の基礎とするべき固定資産の価格を通知しないときは、その旨及びその理由を当該固定資産の所在地の市町村長に通知しなければならない。

4 前二項の規定による通知は、おそらくも第一項の申出のあつた日から起算して二月以内にしなければならない。

5 市町村長は、第一項の申出を受けた場合において、当該申出をした日から起算して二月以内に第二項若しくは第三項の通知がないとき、又は当該通知に係る事項について不服があるときは、自治府長官に對してその旨を申し出ることができる。

(一)以上の市町村にわたる固定資産の価格の配分等)

第十一条 第二条第一項第一号又は第三号に掲げる固定資産のうち、船舶その他二以上の市町村にわたつて使用される賃却資産又は発電、変電若しくは送電の用に供する固定資産その他二以上の市町村にわかつて所在する固定資産について、は、当該固定資産を管理する各省各庁の長又は当該固定資産を所有

昭和三十一年四月二十二日 参議院会議録第三十九号 地方税法の一部を改正する法律案外一件

する地方公共団体の長は、總理府令で定めるところにより、当該固定資産が所在するものとされる市町村を定め、及び国有財産台帳等に記載された当該固定資産の価格(第八条の規定によつて交付金算定標準額の基礎とすべき価格を通知した固定資産にあつては、当該通知に係る固定資産の価格とする。)を当該市町村に配分し、これを前年の十一月三十日までに当該市町村の市町村長に通知しなければならない。

2 各省各庁の長又は地方公共団体の長は、前項の通知をした後において、前条第二項の規定により交付金算定標準額の基礎とすべき固定資産の価格を通知した場合においては、前項の規定によつて配分し、及び通知した価格を修正し、これを当該市町村の市町村長に通知しなければならない。

3 第一項の規定によつて固定資産の価格の配分を受けるべきであると認められるのにかわらず配分を受けなかつた市町村の市町村長又は同項の規定による固定資産の価格の配分に錯誤があると認める市町村長は、前年の十二月三十日までに、当該固定資産を管理する各省各庁の長又は当該固定資産を所有する地方公共団体の長に対して、その理由をつけて、当該市町村に固定資産の価格を配分し、又は当該市町村に配分すべき固定資産の価格を修正すべきことを申し出ることができる。

4 前条第二項から第六項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「交付金算定標準額の基礎とすべき固定資産の価格を当該固定資産の所在地の市町村長」とあるのは「当該市町村に固定資産の価格を配分し、又は当該市町村に配分すべき固定資産の価格を修正して市町村長」と、同条第三項中「交付金算定標準額の基礎とすべき固定資産の価格を通知しない」ときは、「当該市町村に固定資産の価格を配分せず、又は当該市町村に納付金を納付すべきものについて、地方税法第三百八十八条第二項第二号の評価の基準並びに同項第三号の評価の実施の方法及び手続に準じて評価を行つた後、總理府令で定めるところにより、当該固定資産の価格及び当該價格に第四条第三項に定める率を乗じて得た額（以下「価格等」といふ。）を決定し、決定した価格等を当該固定資産所在の市町村（船舶、車両その他二以上の市町村にわたつて所在する固定資産又は鉄道若しくは電気通信の用に供する固定資産その他二以上の市町村にわかつて使用される償却資産にあつては、当該償却資産又は固定資産が所在するものとして自

2. 治序長官が決定した市町村ととする。(に配分し、これを毎年一月三十一日までに当該市町村の市町村長に通知するものとする。

2. 自治序長官は、前項の規定によつて固定資産の価格等を市町村に配分した場合において、当該市町村内に所在する一の公社が所有する固定資産のうちに大規模の償却資産があると認めるときは、總理府令で定めるところにより、当該大規模の償却資産に係る納付金算定標準額となるべき価格その他必必要な事項を、当該市町村を包括する都道府県の知事に通知するものとする。

3. 市町村長は、第一項の規定によつてした自治序長官の価格等の配分が当該市町村に著しく不利益であると認める場合においては、自治序長官に対して、理由をつけて、その配分の調整を申し出ることができる。

(公社に対する価格等の通知等)

第十二条 治序長官は、前条第一項の規定によつて、公社が所有する固定資産のうち第二条の規定によつて市町村納付金を納付すべき固定資産について価格等を決定した場合においては、遅滞なく、当該価格等を当該固定資産を所有する公社に通知しなければならぬ。

い。

2. 公社は、前条第一項の規定による価格等の決定について不服がある場合においては、前項の通知を受けた日から起算して三十日以内

3 前項の規定による異議の申立をす
ることができる。

4 自治府長官は、前項の決定をし
た場合においては、遲滞なく、そ
の旨を当該固定資産を所有する公
社及び当該固定資産の所在地の市
町村長に通知しなければなら
い。

(交付金の請求又は納付金の納額
告知)

第十三条 市町村長は、総理府令で定
めるところにより、国が所有する固
定資産については当該固定資
産を管理する各省各庁の長に、地
方公共団体が所有する固定資産に
ついては当該固定資産を所有する
地方公共団体の長に対し、毎年四
月三十一日までに、交付金交付請
求書を送付するものとする。

2 市町村長は、總理府令で定める
ところにより、公社が所有する固
定資産について、当該公社に対
て、毎年四月三十日までに、納付
金納額告知書を送付するものとす
る。

3 第一項の交付金交付請求書又は
前項の納付金納額告知書には、総
理府令で定める様式により、それ
ぞれ固定資産の価格、当該固定資
産に係る交付金算定標準額及び交
付金算定標準額及び納付金額その
他必要な事項を記載しなければな
らない。

(交付金の交付又は納付金の納付
第十四条 各省各庁の長又は地方公共団体の長は、前条第一項の交付金額又は當該交付金額を固定資産所在の市町村に交付するものとする。
2 公社は、前条第二項の納付金額又は當該交付金額を固定資産所在の市町村に納付するものとする。
額告知書の送付を受けた場合においては、毎年五月三十一日及び六月三十日までに、当該交付金額を固定資産所在の市町村に納付するものとする。
（違法又は錯誤に係る交付金額又は納付金額の修正）
第十五条 各省各庁の長若しくは地方公共団体の長又は公社は、交付金額又は納付金額の算定について違法又は錯誤があると認める場合には、それぞれ第十三条第一項の交付金交付請求書又は同条第二項の納付金額告知書の送付を受けた日から起算して三十日以内に、市町村長に対して当該交付金交付請求書に記載された交付金額又は当該納付金額告知書に記載された納付金額の修正を求めることができる。ただし、公社が第十二条第二項の規定により固定資産の価格等の決定について自治庁長官に異議の申立てをしている場合においては、当該異議の申立てについて自治庁長官の決定があつた後において、市町村長に対して当該

月三十一日」とあるのは「昭和三十一年十一月三十日」とある。第二項中「毎年五月三十日及び十月三十一日」とあるのは「昭和三十一年一月末日」と、第十六条第四項中「毎年二月末日」とあるのは「昭和三十一年十二月三十日」と読み替えるものとする。
(国有林野に係る特例)
当分の間、国有林野事業特別会計法(昭和二十一年法律第三十八号)の規定による国有林野事業特別会計において、第二条第一項第二号の土地につき第三条第一項の規定によつて算定した交付金額の財源に不足を生ずる場合における交付金額の算定については、同項の規定にかかわらず、政令で特別を定めることができる。
(市町村法定外普通税の経過措置)
この法律の施行の際、国若しくは地方公共団体又は公社が所有する固定資産の使用について、市町村が地方税法第五条第三項の規定による普通税(以下「市町村法定外普通税」という。)を課している場合において、この法律の施行により当該市町村に対して当該国若しくは地方公共団体又は公社が所有する固定資産につき市町村交付金若しくは都道府県交付金若しくは市町村納付金若しくは都道府県納付金が納付されることとなつたことに基いて、当該固定資産の使用者の負担が過重となり、又は物の流通に重

13

きは、自治府長官は、当該市町村法定外普通税の許可を取り消し、又は税率その他の事項について必要な変更を加えた上で改めて地方税法第六百六十九条の許可を受けるべきことを求めることができる。
(自治府設置法の一部改正)
第十二条第一号中「及び地方道路譲与税」を「地方道路譲与税並びに国有資産等所在市町村交付金、国有資産等所在都道府県交付金、公社有資產所在市町村納付金及び公社有資產所在都道府県納付金」に改める。
第三十三条第一号中「地方税」の下に「、入場譲与税、地方道路譲与税並びに国有資産等所在市町村交付金、国有資産等所在都道府県交付金及び公社有資產所在市町村納付金」を加え、同条第十一号中「及びその他の法律」を「国有資産等所在市町村交付金、公社有資產所在市町村納付金及び公社有資產所在都道府県納付金」に改める。

以上の審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法案は、一、非課税範囲を縮小し、租税負担の均衡化をはかりながら増収を期待する、二、受益負担の制度を拡張し、施設充実に要する財源を確保する、三、税務行政の規律を明確化する、四、財源調整機能を強化するための措置をとるという方針のもとに行われる地方税制改正の一環として、地方税法中、以下申し述べるような諸点について改正を加えようとするものであります。

すなわち改正点の第一に、総則に関する事項でありまして、市町村が、個人の市町村民税とあわせて徴収した個人の道府県民税が過誤納となつた場合、これをその納税者の未納の市町村民税に充当することができるものとすること、また、道府県が、個人の道府県民税とあわせて徴収した市町村民税についても同様に取り扱うこと、第二には、道府県民税及び市町村民税について、その地方団体内に寮、宿泊所等の定義を有する法人等に対して均等割を課することができるものとすること、第三は、不動産取得税について、住宅の利用は、すべて非課税とするところとすること、第四は、娛樂施設利用税について、学生生徒等のスケート場の利用は、すべて非課税とするところとすること、第五は、遊興飲食税について、特別徵収義務者が申告納入の期限までに料金及び遊興飲食税を受け取ることができないものとすることにより、遊興飲食税につ

飲食税を納入することができない場合、徴収猶予をすることができるものとあるとともに、貸し倒れとなつた場合には、すでに業者が遊興飲食税を立てて納入しているときは還付しない。だ納入されていないときは納入の義務を免除すること、第六は、自動車税率まで引き下げるとともに、自動車について、「揮発油を燃料とする自動車」の外の自動車の標準税率を、「揮発油を燃料とする自動車」の自動車税の標準税率まで引き下げるとともに、自動車用途等の変更により適用税率に異同があつた場合等においては、月割課税を行ふものとし、自動車について所有者留保買賣があつた場合においては、売主及び買主を共有者とみなして課税することができるものとすること。

第七は、固定資産税について、日本送協会及び日本中央競馬会の所有する全固定資産を非課税の範囲から除くこととし、特に日本放送協会が所有する固定資産で、直接その本来の事業の供するものに対しては、その公共性にかんがみ、課税標準は価格の二分の一、昭和三十一年度においては激変避けるため四分の一とすること、第十九は、電気ガス税について、日本国有鉄道が直接一般交通のための旅客または貨物の運送の用に供する電気に対して軽油引取税を創設すること、すなわち軽油引取税はすべての都道府県が課税するものとし、特約業者から的小売人は消費者の軽油の引き取りを課税義務者として特別徴収の方法によ

ては、はるかに燃税を課すことは、はるかに困難であることは、はるかに認められること、税率は一千リットルにつき六千円で、これは揮発油に対する揮発油税及び地方道路税の合計額一千リットルにつき一万三千円の約半額に相当しております。本税の税収入は、その徴収に要した費用に充てた残額は、すべて道路に関する費用に充てなければならぬ。なお五大市所在の府県は、その徴収した軽油引取税を、道路の面積を基準として五大市に交付することとし、五大市はその交付された額を道路に関する費用に充てなければならぬものとすること、第十は、同じく目的税として都市計画税を創設すること、すなわち都市計画税は、都市計画区域として決定された区域の全部または一部の区域で、市町村の条例で定めるもののうち所在する土地及び建物に対して課することとし、課税標準は固定資産の場合と同様、その土地及び家屋の価格とし、税率は百分の〇・二をこえることができないこと、徴収については固定資産税とあわせて行くものとする。なお、この税は目的税でありながら、収入は全部都市計画事業または土地区域整理事業に要する費用充てなければならないこと、その他地主の自動車損害賠償責任保険にかかる収入金額を正味収入保険料の百分の十とし、外航船舶を運行する法人の事業船の課税標準である所得の算定について特例措置を定め、国民健康保険税について、課税限度額を現行の三万円から五万円に引き上げること等であります。

諸君六本 まつりて税と人目によらず收・及半家定は計るしん領る路某れにてにゆ先せ

いて当局との間に質疑応答を重ね、
とに四月六日には、京都大学名誉教授辻
見三郎君ほか六名の参考人の意見を聽
取し、さらに四月十日には運輸委員会
と連合審査会を開く等、努めて慎重に
審査を行なつたのであります。が、その
詳細は会議録によつてごらんを願う
ととし、ここではおもな問題点の二、
三を簡単に御紹介いたしますと、一、「
軽油引取税は不適当な税種であり、
かりに課税するとしても税率が高過ぎ
ると思ふ」がどうか」との質問に対しても
は、「実施の経過を見た上で善処する
旨を答へられました。二、「軽油引取
税は目的税として、その税収入を道路
に關する費用に充てなければならぬこと
になつてゐるが、地方財政の現状
から見て、地方団体は一般財源のかね
りに本税収入を充てる結果、道路費の
財源充実といふ目的を達しないことに
なるおそれはないか」との質問に対し
ては、「さよくな事態を生じないよう
に十分注意する」旨を答へられました。
三、「私鉄に対する事業税の課税標準
を改める考へはないか」との質問に対し
ては、「将来の研究課題として十分
検討したい」旨を答へられました。

かくて採決の結果、本案は多數をもつて原案通り可決すべものと決定いたしました。

伊能君提出の付帯法議案は、多數をもつてこれを本委員会の決議とするに決し、これに対しても太田国務大臣より、「決議の趣旨を体して善処する」旨を述べられました。

準額は固定資産の価格によることとし、その固定資産の価格は、原則として国有財産台帳または地方公共団体の財産台帳に記載された価格によるものとする。ただし右に対しては、経過的または当該固定資産の性質等により若干の特例措置を定めること。二、公社有資産所在市町村納付金は、三公社が所有する固定資産のうち、固定資産税を課せられないものについて、納付

送付して交付金の交付または納付金の納付を求めることがあります。

地方行政委員会におきましては、二月二十一日、太田自治庁長官より提案理由の説明を聞いた後、数回にわたり政府当局との間に質疑応答を重ね、ことに四月六日には、横須賀市長梅津芳三君ほか二名の参考人及び三公社当局より意見を聴取し、さらに四月十日に、通信委員会及び建設委員会と連合審査を開く等、慎重審査に努めたのであります。その中で、特に大学の演習林

いて当局との間に質疑応答を重ね、ことに四月六日には、京都大学名誉教授・授沙見三郎君ほか六名の参考人の意見を聴取し、さらに四月十日には運輸委員会と連合審査会を開く等、努めて慎重に審査を行なつたのであります。その詳細は会議録によつてごらんを願うことにとし、ここではおもな問題点の一、二を簡単に御紹介いたしますと、一、「軽油引取税は不適当な税種であり、かりに課税するとしても税率が高過ぎる」と思ふがどうか」との質問に対しても、「実施の経過を見た上で善処する」旨を答へられました。二、「軽油引取税は目的税として、その税収入を道路

を措置すべきである。
右決議する。

本法案は、地方財政の現況にかんがみ、地方制度調査会等の答申にのつり、國または地方公共団体が所有する固定資産のうち、貸付資産、國有林野及び発電施設については固定資産税に相当する額の交付金を、日本專売公

所在の市町村に對して納付するものとし、納付金算定標準額は固定資産の価格によることとし、その固定資産の価格は、自治府長官が固定資産評価基準に準じて評価を行なつて決定した価格を總理府令で定めるところによつて関係市町村に配分したものによること、この場合、納付金算定標準額は、公社の公共的性格等にかんがみ、特に当該

は、今回の交付金の対象からはずされているが、これを国有林野並みに扱わないわけをただされたのに対しては、文部省三局より、「大学の演習林については、従来行政財産の特例として、元市町村に対する予算補助の性質を持つ交付金を交付しているが、将来これに国有林野並みの基準を設け、またこれを増額する等の問題は、よく検討して審査したい」旨の答弁があり、そのほか、本法との関係において、旧軍港

少額所得者の所得は勤労所得に近いものがあり、軽減の措置を講ずること。

二、「私鉄に対する事業税の課税標準」

三、「私鉄に対する事業税の課税標準を改める考え方はないか」との質問に対

ては「あのような事態を生じないよう十分注意する」旨を答えられました。

三、昭和三十年度以降新たに建設に
を是正すること。

その要点は、一、国有資産等所在市町村交付金は、国または地方公共団体

国有資産等所在都道府県交付金または
産税における大規模の償却資産の特例
に準じ、一定限度をこえる額について
は、当該市町村を包括する都道府県に

多の問題について活発な論議が行われたのであります。その詳細については会議録によつてごらんを願いたいの
であります。

四月二十三日、討論に入り、松澤委員は日本社会党を代表して、「軽油引取税、都市計画税等、多分に消費者、地方住民の負担に転嫁されるおそれのある新税の創設を含んでおり、欠陥の多い本法案には反対である」と述べられました。小林武治委員は、「軽油引取税は全面課税とする必要があり、その着手した水力発電所の大規模借却資産の課税限度額については激変緩和の経過的措置を講ずること。

四、軽油引取税については、税率の軽減その他適切な措置を講ずること。

五、遊興飲食税については、税率、

その要点は、一、国有資産等所在市町村交付金は、国または地方公共団体が、その所有する固定資産のうち、公用または公用用等に供していない資産で、当該国または地方公共団体以外の者に使用させている固定資産、国有林野にかかる土地、発電所、変電所または送電施設の用に供する固定資産について、当該固定資産の交付金算定標準額に百分の一・四を乗じて得た額を交

付金額として、該固定資産所在の市町村に交付するものとし、交付金算定標

委員は、「付帯決議を付して賛成」の旨を述べられました。伊能君提出の付帯

決議案は次の通りであります。

政府は、本法施行に際して左の点に特別の配慮を加うべきである。

一、米国及び国際連合の軍隊が使用

する固定資産所在市町村並びに旧軍港市等に対しても、特別交付金

交付等適切なる方途を講ずること。

一、公営住宅については、交付金が

家賃に転嫁されないように努力すること。

右決議する。

かくて採決の結果、本法案は多數を
て衆議院送付案の通り可決すべき

のと決定した次第であります。
なお、伊能君提出の付帯決議案は、

をもつてこれを本委員会の決議と

人臣より、「決議の趣旨を体して善

以上、御報告いたします。(拍手)

議長（松野鶴平君） 別に御発言もな
れば、これより両案の採決をいたし

卷之三

画案全部を問題に供します。画案に成る諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

よつて両案は可決せられました。

本日は、これにて放送いたします。

午後零時五十九分散会

、議員の請願

昭和三十一年四月二十三日 参議院会議録第三十九号 地方税法の一部を改正する法律案外一件

昭和三十一年四月二十二日 参議院会議録第三十九号

明治二十五年三月二十一日第三種郵便物認可

定価

一部

十五円
(配達料共)

発行所

東京都新宿区市谷本村町二十五
大藏省印刷局
電信九段西三丁目
郵便